

# 土地改良と農業構造

——砺波平野と蒲原平野——

伊 藤 喜 雄

## はじめに

これまでの土地改良事業は、農業構造の変化に対してどういう影響を与えたか、あるいは与えなかつたか、というのが本稿のテーマである。

この設問はしかしこの限りでは意味をなさない。農業構造という概念は本来きわめて包括的な概念——統一的な定義があるわけではないが——なのであって、その内部に当然一定の生産力構造を前提として包含しており、そしてその生産力構造は当然一定の土地基盤をやはり包含しているからである。問題はだから、どのような農業構造がどのような土地基盤の上に成立しているのかあるいはどのような農業構造の変化がどのような土地基盤の変化、つまり土地改良によって基礎づけられているのか、というふうに問い合わせなければならない。

さてこのように土地基盤は、生産力構造の基礎的な一環をなしているのであるが、そのことはこの土地基盤をすぐれて歴史的範疇として把握しなければならないことを意味する。土地基盤は決して自然そのものではなく、自然と人間との闘かいによって形成される生産力という歴史的範疇の一構成成分なのである。土地基盤は、それぞれの時代の特定の生産力に対してその実現の場を提供し——装置としての土地基盤——あるいは生産力の直接の内容を——労働対象としての土地基盤——なってきた。

人類の生活・生産のいとなみはすべて何らかのかたちで地表の土地、自然への働きかけとしておこなわれてきた。それはとくに農耕時代が始まってからは、呼びかたはともあれ土地改良事業による特定の土地基盤の形成によって可能となっていた。土地改良事業によっていかなる土地基盤が形成されているかは、だから人類社会発展の具体的なメルクマールといってよい。土地に刻みこまれたメルクマールなのであり、土地・自然に対する人間のコントロールの歴史的水準を示す指標である。

ところで人類は、このように土地・自然への加工をつうじて特定の生産力を形成しながら他方で、それに参画する人びとの間に特定の関係=生産関係をとりむすぶ。そしてこの生産関係と生産力とは相互に規定しあいながら発展をつづけてきた。このことは人間社会の発展、あるいは生産様式の展開としてあきらかにされているとおりである。このような生産様式の特定の展開と対応して特定の土地基盤が形成してきたのである。

日本についていえば、古代的な首長と奴隸という関係のもとでおこなわれた条理制水田の施工、封建領主と農奴という関係のもとでおこなわれた新田開発、地主と小作人という関係のもとでおこなわれた耕地整理、さらには自作農といいう農民相互の関係のもとでの耕地整理、あるいは資本主義政権と形骸化した自作農といいう関係下の土地基盤整備等といった対応関係

があるのである。そして両者を媒介したのは、時代時代の具体的な技術、生産力構造なのであった。

治水事業に代表されるさまざまな土木事業も、以上にみたような生産力構造、社会構造を前提としておこなわれたのであり、その上で時代時代の特有の経済発展がおこなわれてきた。そしてこの発展が生産関係と生産力との照応関係をつきくずすほどになると、それはあたらしい生産関係、あるいは生産力のいぢれかもしくは両者の創造を要求するのである。あたらしい土地基盤が要求されたり、あるいはあたらしい土地基盤があたらしい生産関係や生産力を要求したりするのである。

土地基盤の改善、すなわち土地改良事業はこのようにすぐれて歴史的・社会科学的範疇として把握されねばならないのであるが、そのばあい、さきにも示唆したように二つの性格のことなる土地改良事業が存在することも注意しておきたい。

一つは、さきに「生産力の直接の内容をなし」、「労働対象としての土地」自然を改良する土地改良とのべたものである。酸度調節や塩分排除のような土壤改良がこの典型といえようが、排水改良、用水改良のような水利事業もこうした性格をもつことが多い。土地生産性の向上という方向に主として帰結する土地改良事業ということである。

第二のものは、さきに「装置としての土地」改良とのべたものであって、これは主として労働生産性の向上に寄与する土地改良事業である。農道の改良や、耕地の形状の改良がこれの典型である。又、用排水の改良も、乾田化などを媒介として「装置としての土地」改良の意味をもつことがある。この第二のばあいは、土地改良事業それ自体が省力化を果たすこともあるが、多くのばあいはあたらしい労働用具を要求する点に特色がある。農道の改良はあたらしい運搬用具を、耕地形状の改変はあたらしい耕耘・刈取などの圃場作業用具を要求する。さらに重要なことは、このようにあたらしい労働用具への要求が、生産者の性格変化をも多かれ少なかれ要求する点であろう。逆にいえば、生産者の性格変化なり、あたらしい労働用具の登場が、こうした土地改良事業を要求することもある。社会の発展、あるいは農業構造の変化に対してより強い関連をもつのは、この第二のタイプの土地改良事業なのである。これに対して第一のタイプのものは、そうした力が弱い。第二のタイプの土地改良事業が、農業構造を量的のみならず、質的にも変化させるものとするならば、第一のタイプの土地改良事業は、量的にのみ影響するといつてもよい。

このように二つのタイプの土地改良事業を識別したとしてもしかし、それだけで土地改良事業を明確に二つに分けることができるということではない。実際にはこの二つの性格を併せもつ土地改良事業が殆んどであって、両者は複雑に入りこんでいる。だからこの区分は、農業構造と土地改良事業との関連を機能的にとらえた区分にすぎない。

このような区分をしたのはしかし、後述する富山県砺波平野と新潟県蒲原平野とを観察する便宣ということをも考慮したためである。のちにのべるように、両平野の農業構造の展開、土地改良事業の展開はまことに对照的なのであるが、それを特徴づけるためには上記の二つの区分が必要とおもわれる。<sup>(1)</sup>

(1) 砧波蒲原とも具体的な記述に際し、補注およびデータはほとんど省略した。簡便のためである。

## I　社会・農業構造と土地改良

### 1 藩政期の耕地形成

今日の小農的農業構造が形成されたとみられる近世初頭の時代は、砺波も蒲原も急速に耕地形成がおこなわれた時代である。しかし両者の間にはつきのような対照的な差異が存在した。

第一は、耕地形成の政策主体ともいべき藩政支配のありかたである。砺波平野は周知のように加賀藩の一円支配のもとにおかれ、支配統治機構の格段の安定性が特徴であった。

これに対して蒲原平野では、大名領、天領、旗本領などが複雑に入りこんでいて錯雜した支配機構が特色であった。

もちろんこうした支配機構の機能する場としての両平野の自然条件の差にも注意しておかねばならない。いずれも北陸の積雪寒冷地域に属するとはいえその土地条件は対照的な差異をもっていた。すなわち砺波平野は庄川、小谷部川という中小河川のもとでひらけた扇状地であり、蒲原平野は信濃川、阿賀野川という我が国屈指の大河川末流の低平地であった。このことは両者の単なる自然的差異を意味するだけでなく、耕地形成方式の重要な差を規定した。

扇状地の砺波平野のばあいは、まず用水をどのように確保するか、ということが耕地形成の出発点であり、反対に蒲原平野ではまずいかにして排水をはかるかということが出発点であった。前者においては、まず取水口の確定とそれにつづく自然流下式水路の建設によって問題が解決された。その際、加賀藩一円支配という統治体制は、水利用における上下流の矛盾、左右両岸の対立などを調整するうえできわめて有効であった。後者においては、大河川をコントロールしうる土木技術の欠如、水系全体の統治者の欠如という条件のもとで、さしあたりは大小さまざまの輪中形成という方向で努力がおこなわれた。この点はさきにのべた錯雜した支配体制と対応するものではあるがしかし、決して有効な水利用、排水の体制ではなかったのである。

以上のような支配体制のありかた、自然条件、耕地形成方式の差異はそれぞれの地域の生産力水準を直接に規定した。すなわち砺波平野の高位安定的反収水準と、蒲原平野の低位不安定反収水準である。前者についていえば、砺波平野をトップとする富山県反収が明治中期までは、府県別反収の第一位にあった事実が指摘できる。藩政期の高位反収がまだつづいていたのである。これに対して蒲原平野は、昭和初期までは全国平均を下まわる反収水準に呻吟していた。年々の洪水のため「3年に1作」しかとれないような状態にあったのである。

封建制下のこのような生産力差は、その担い手としての封建小農のありかたを規定した。砺波平野における封建小農の爛熟ともいべき状況と、蒲原平野におけるその早くからの分解という差をうみ出したのである。周知のように砺波平野では、散居制集落の形成、1～2里おきの整然とした町立て政策がおこなわれて、地域の景観そのものに封建農政の滲透を見ることができるのであるが、その上で「改作仕法」「十村制度」などの農民統治策がおこなわれた。その政策の基本は、封建権力の基盤である小農の維持存続であり、したがって農民分解の阻止であった。封建貢担を確保するために中間搾取者としての地主、商人資本の発生を未然に防ぐということが課題とされたのであった。農民は「高持ち」として保護され、割

地制度の中で高と耕地との分離があったにもかかわらず、のちに「慣行小作権」として再生するほどの強い耕作権が育成されていたのであった。封建農政の極致ともいべき小農維持政策が砺波平野の農民分解を押しとどめていた。

これに対して、蒲原平野においては、村落形成は大河川の自然堤防に沿ってか、あるいは潟湖充填という地形形成によってもたらされた小砂丘の上に密居集落として帶状に形成されている。低平、常習水害地帯という自然条件に強く規定された集落形成なのである。加えて上述の錯雜した封建権力とその財政力の当初からの窮乏という問題があった。低位生産力との相互循環をそこにみることができる。それからぬけ出すための方策は多く「新田開発」にもとめられたのであるが、しかし、その資金は外部の商人、高利貸資本にもとめざるをえなかつた。だからここでは耕地形成そのものが、商人の地主化を媒介として藩政支配を掘りくずしていく意味をもつた。農民は、封建貢租と寄生地主に対する小作料という二重の賦課のもとに呻吟した。砺波平野の「高持ち」とは対照的に、ここでは「水呑み」が直接生産者の存在様式であった。

## 2 明治期の農業展開と土地改良

ところで以上のような封建制下の農民分解は、明治初年の地租改正に帰結したのであるが、それに対する砺波と蒲原との対応はとうぜん対照的なものとなつた。

砺波平野においては、いまのべた分解の未進展を基本特徴としながらしかし、持高の分解はあるていど進行していた。「一地一主」の原則に立つ地券交付はこの「高」の所有者に対しておこなわれた。問題はさきにものべたようにこの「高」と実際の耕作地とが分離していたところにあった。「高」はたしかに一定の分解をみせていたのだが、耕作地はその権利を手厚く保護されていたのである。地券に用益権者の氏名を記載しないことへの不安、さらには減租の恩恵が用益権者に及ばないことへの不満などから明治10年には「打ちこわし」が起きている。又、その頃に北海道へ移住する者が旅費調達のために「地表権」を第三者に譲渡する事例もみられた。一方、地券を手にした「地主」は、他地域並みに小作料を引き上げたいと画策するようになる。藩政期以来培かれた用益権重視の慣行と、地租改正によって外から与えられた「所有権」とがここに正面から衝突することになる。「分与米」あるいは「合盛米」をめぐる斗争と妥協が展開して、明治30年頃には耕作者が勝利し、事実上「一地二主」の体制が確立するのである。このことの物的な基礎としては散居制下の集団圃場体制を重視してよい。地主の「所有権」は、耕作者の集団化した圃場の一部分としてあったのであって、それを取り上げて他の耕作者に貸与するということが事実上不可能だったのである。

慣行小作権と呼ばれる耕作者の権利はやがて大正期以降「又小作」を発生させて、自から所有権的性格を露わにするのであるが、しかしいまのべた耕地体制はこの「又小作」をも十分には展開させなかつた。

結局のところ、砺波平野における地租改正は、藩政期以来の強固な小農的農業構造を根底からゆるがすものではなかったのであり、地主小作分解は相対的に不発に終つたのである。

これに対して蒲原平野においては、地租改正は、それ以前から進行していた地主小作分解を一挙に急進展させたこと周知のとおりである。舟運を運搬手段とし、分散錯圃制をとっていた点は、分散地片の土地取上げや耕作者の交替を容易ならしめる物的な基礎であった。自作層の急激な小作化ということが不可避であった。のみならずその上に在村中小地主層の没

落と、その土地を集積した巨大地主の形成が進行した。いわば二段の分解がここでは展開した。その上の部分すなわち在村中小地主層から巨大地主層への土地集積に際しては、治水事業がその理由として指摘されている。さきにのべた中小輪中地域のリーダーとして、封建権力の崩壊ののち治水、排水の責にあたった在村中小地主層は、多くその失敗によって没落せざるをえなかったという。していくつかの輪中に所有地を拡げた巨大地主は、水害の危険分散機能をもつことによって自からを成長させた。地租改正はここでは不安定低位生産力という条件のもとで、典型的な地主小作分解を結果したのであった。

地租改正へのいまのべてきた両地域の対照的な対応は、それぞれの地域の地代循環＝産業発展をも規定した。

砺波平野においては、さきにみたように地主制の形成は相対的に未熟だった。そしてこのわずかに形成された中小地主層は、慣行小作権に阻まれてより以上の土地集積をおこなうことができなかっただ。そのため投資は農外諸産業に向けられることとなる。明治20年代において砺波平野は、ほぼその全域で機業を中心とする農外諸産業をもつこととなる。加賀藩の町立て政策でつくられた町々はもちろん農村部において多くの企業が勧興した。伏木港、高岡と扇頂部の城端町とを結ぶ中越鉄道が在村地主達によって明治26年に発起され31年に開通をみているが、これは西からのびてきた官営の北陸鉄道の高岡までの開通よりほぼ1年早い。当時としては驚異のことであり、地域の内発的な工業化指向をここにうかがうことができる。そしてこうした諸産業が在村地主層によっておこされたということは、そこに農家労働力が動員されたということも意味する。その後長い間、砺波農業の特徴となる兼業化の嚆矢がここにある。その後大正期に本格化する電力資本の立地、それに依存する化学工業の定着、さらに昭和期に入っての機械工業の立地という展開過程を辿りながら、砺波地域は、高岡市と結んで裏日本でもっととも密度の高い工業集積をもつこととなる。

蒲原平野においてはこれと異った地代循環が展開した。在村中小地主の投資が治水事業に向けられたことはすでにのべた。しかしこれは水系全体の治水整備という前提を欠いたために失敗しかれらは投落した。代って土地集積をおこなった千町歩地主達はその巨大さと寄生的性格の故に投資はむしろ全国市場に向うこととなった。平野内部の産業発展は相対的に軽視されたのであるのみならず中央政商資本が、この地に進出して土地集積をおこなうというケースさえみられた。三菱の出資による東山農事株式会社が、明治期に千町歩地主としてあわれたのである。地代は地域の外へもち出された。もちろん蒲原平野において燕・三条の金物、亀田、五泉の織物といった在来産業は存在していたのであるが、それらは点の存在であって、面として展開した砺波のそれと対比しうるものでなく、また農業との結びつきも弱かった。又、新潟の農外産業としては石油、のちに天然ガスなどの資源産業もあるわけだが、これも地域内との関連よりもむしろ中央資本、あるいは政府との関連が強いものであった。明治期の石油開発については、地元地主資本の参加もみられるがイニシャチウムはむしろ新潟市、新津町（当時）などの商人資本にぎられていた。資源産業のもつ本来的に収奪的な性格、あるいは短期的性格は地元に多くの雇用をもたらすものではなかった。砺波の早くから在村通勤兼業に対して蒲原では、毒消し売りに象徴される出稼ぎが、農業以外の就労形態であった。

ところで明治期における土地改良事業の特徴ということでみると特に注目すべき事業は少ない。むしろ水利組織の整備という点が時代を特徴づける。

明治13年、区町村会法の施行による水利土功会の規定、同23年、水利組合法制定、同29年、河川法制定、同32年、耕地整理法というぐあいに整備されてきたわが国土地改良法制は、地主制の成立に対応する法体系という意味をもったものとされているが、これは両平野においてはつぎのように展開した。

まず砺波平野においては、各用水が旧慣のまますます水利土功会に、ついて普通水利組合に名称を変更する。組合設立における各用水毎の遅速、あるいは組織設立をめぐる若干のトラブルはあったが、30年代で一応の組織が出揃う。さきにものべたように各用水間の関係は、統一的な加賀藩の統治体制のもとで比較的安定していたのであるが、明治以降は藩政支配の解体のもとでむしろトラブルが起りやすくなつた。上流部に位置し、最大の支配面積をもつ二万七千石用水（のちに二万石用水）を頂点とし、より下流の用水がその下位につくという慣行は、扇状地形という物理的根拠をもつためあまりゆらがなかつたが、山麓部の小用水——新用水と二万七千石用水との間には旧慣の解釈をめぐって紛争がおきている。その中であらわにされてくる砺波平野水利組織の特質は、地縁的な耕作者組織ということである。前述した地主的土所有の相対的な未成立という事情がそれを規定している。

当時の土地改良事業としては、庄川の出水による取入口の破損修復、水路維持などがあつて、年々これをくりかえしていた。そうした状況に対する処方等として合口事業の必要性が唱えられてはいた。——明治26年、井波町長、左岸用水合口を上申——が、まだそれを成立させる条件は存在しなかつた。前述したように地主投資は農外に向けられていたのである。

蒲原平野においても明治期は、水利組織の確立期と特徴づけることができるがしかし、その成立のしかたは砺波平野とくらべかなりちがつてゐる。さきにものべたようにここでは藩政期の入り組んだ統治体制が、複雑な水利慣行や井組を形成させていたのであるが、その藩政支配の崩壊は、むしろ統一的水利組織形成の条件となつた。例えば白根郷においては、かつては天領、新発田藩、知行所という三つの権力が入り乱れた地域支配をおこない、それがまた多くの複雑な用水、排水の井組と結合していた。ここでは明治3年に早くも井組統一の方向が打ち出される。「鶯の木新田外58個町村連合水利土功会」の設立である。これは水利組合法の制定に助けられて、明治26年「新飯田外15個町村普通水利組合」に地域を拡げ、郷内全域を統一する組織となる。西蒲原郡においても4つの広域の普通水利組合が組織されたのち、これをまとめて郡長が管理することとし、事実上の統合を達成する。この水利組織の形成、統合過程はさきにのべた地主的土所有の形成過程と対応するものである点を注意しなければならない。地代収取の安定と増大が重要な動因となってこうした組織統合がおこなわれたのである。砺波と対比して、この水利組織は地縁的な土所有者組織という性格が特質となる。こうした組織整備の上にさまざまな土地改良事業——とくに排水事業が試みられる。たとえばわが国でもっとも早く機械排水が試みられる、ということがおこなわれる。しかしこのように広域の水利組織が形成されたとしても、まだそれはわが国最大の河川、信濃川に対しては、相対的に局部的なものにすぎなかつた。全域の治水確立という前提なしでは、問題は解決しえなかつたのである。信濃川分水という大事業が、それを解決するということは藩政時代からわかつており、そのための運動がおこなわれていたのであるが、明治期の水利組織整備は、その実現に向かつての重要な条件整備だったのである。

### 3 大正～戦前期の農業と土地改良

明治末から大正期にかけてわが国全体のうごきは、急速な産業発展と社会問題の激化とし

てとらえられる。農業についていいうと、明治期に主要な役割を担った地主制が停滞に転じ、かわって政府が前面に出てリーダー・シップをとるといふごきにかわる。米騒動に象徴される食糧問題への対策、小作争議に示された地主制の動搖と、自小作前進運動への対策が否応なしに政府の登場をうながしたのである。土地改良事業に国県費を投入するいとぐちとなつた用排水幹線改良事業補助要項（大正12年）は、小作関係諸立法や米穀法などとならんでいまのべた時代のうごきに対応したものである。

#### イ) 砺波平野

この当時、砺波平野はいわば第二の産業発展期を迎えていた。明治期の地方資本のみでなく外部資本が明治末から進出してくる。大阪資本の戸出物産（明治29年）日清紡績高岡工場（明治40年）などが繊維関係の大企業として立地してくる。又、伏木港の整備を条件として、北陸人造肥料（明治40年）、中越電気工業などの化学産業、さらには日本钢管富山電気製鉄所（明治45年）などの金属工業大企業が立地してくる。これらの重化学工業の立地は、第一次大戦後から昭和恐慌にかけてはやや停滞するが、恐慌以降ふたたび活発化して、第三の発展期を迎える。日曹高岡工場（昭和9年）の立地に始まる一連の大企業の進出がそれである。

これらの重化学工業は、砺波平野というよりその下流の伏木港、高岡市周辺に立地したのであるが、砺波農業とはふかいかかわりをもっていた。

その第一は、いうまでもなく労働力調達をめぐるかかわりあいである。明治期に端緒的に形成された砺波農業の兼業化は、大正期以降、構造的な特徴となる。前述した小農的蓄積の高さは当時としては高い学歴水準を農家労働力に付与したが、かれらは中等学校卒業後、競って通勤兼業に従事した。

第二のかかわりは、用水と発電とのかかわりである。この地域の工業立地は、安い水と電力、労働力などをねらったものであることはいうまでもないが、このうち電力については後述するように合口事業を始めとする土地改良事業とふかい関係をもった。

ところで、この時期の農業をみるとそこには二つの問題が指摘できる。第一は、慣行小作権の成立とその所有権的性格の強化といふ生産関係面の問題である。すでにのべたように慣行小作権は、直接には旧来の耕作権者の「地主」に対する抵抗としてあらわれたのだが、それはやがて、又小作=一作卸関係をうみ出すこととなった。旧鷹栖村（現砺波市）において

第1表 鷹栖村の又小作発生状況

年 次	件 数	面 積
明 治 期	5件	96 a
～大 正 5 年	3	130
～大 正 10 年	4	65
～大 正 15 年	9	201
～昭 和 5 年	10	135
～昭 和 10 年	20	322
～昭 和 15 年	18	180
～昭 和 20 年	55	1,119
合 計	124	2,248

旧鷹栖村役場「一作卸田調査綴」

筆者が収録した資料によるとその発生状況は第1表のとおりである。最初の発生は明治29年と記録されているが、それ以降遂次件数をふやして、大正期には一つの自然発生的な制度となり、その後昭和恐慌期、戦時中に多くの発生を見る。

恐慌期の多発は、さきにのべた工業の不況が又小作への需要をふやしたものであり、戦時中の多発は労力不足による貸手の増加にもとづいている。又小作における分配関係は、同じ鷹栖村の大正元年のケースでみるとつぎのようになっていた。すなわち総生産量(10a当たり)405kgに対し又小作者取分135kg(33%)、慣行小作権者取分150kg(37%)、所有権者取分120kg(30%)であった。この分配関係の中に、慣行小作権の強さを見ることができる。又、又小作の劣悪な耕作条件をもみることができる。しかしそれにのべたようにこのように地代が二分されるという事情は、土地投資を制約したし、又、これもすでにのべたような集団圃場体制による分散地耕作の不便さは又小作の発生を制約した。第1表の又小作地の合計面積は、旧鷹栖村の全耕地のわずか6%にすぎなかった。但し借入件数124件は実戸数で75戸となり、同村の総農家数に対し20%に達し、それとほぼ同数の貸付戸数があるところから農地改革の際にたいへんな問題を引き起すこととなる。

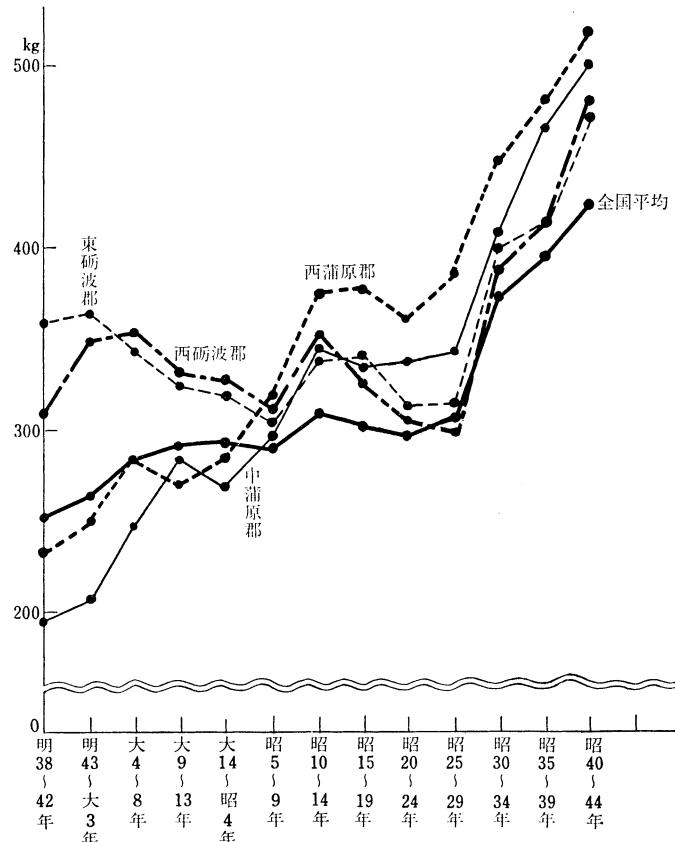
それはまた後述するとして、大正初期から同末期にかけては、同村の小作地率が60%から80%に増加し、恐慌後50%台に低落するという変化もあるが、これはいまのべた又小作ではなく所有権の動きであって、農業自体の動向としては重要なものではない。むしろ工業のうごきと関連した好況期の土地集積、不況期の放出を反映したものであって過剰資本の運動とみてよいようである。さきの地代分配関係でみたような所有権の地位の弱さ、したがってその価格の低さが、慣行小作権のある小作地の変動を大きくしていた。

この時期の第二の問題は、生産力の顕著な低下傾向である。藩政期から明治前期までつづく反収の高さは前述のとおりであるが、にもかかわらず明治後期から昭和期にかけての砺波の反収は絶対的にも低下傾向を示す。技術的にみれば藩政期からのレンゲの栽培による高反収が、明治期の馬耕技術導入と衝突したと説明しうる。すなわち馬耕技術の導入が耕耘始期をおくらせ、それがレンゲの草量を倍化させて窒素過多、あるいはレンゲの分解のおくれによる初夏の窒素飢餓を引きおこしたと説明しうるのである。これは昭和恐慌以降早生新品種の普及、石灰施用増加などによってあるといど回復するがしかたちまち戦時下降期に入ってしまう。第1図でみると砺波平野の反収は、昭和初期に西蒲原郡においこされ、戦時中に中蒲原郡においこされる。又、戦争直後には全国平均においつかれる。

このような生産力動向は、これまでのべた工業化の問題、慣行小作権の問題と無縁のものでない点が重要である。慣行小作権によって藩政期以来の小農的蓄積が維持され、兼業化によってそれが補完されていたからである。そして、集団圃場体制の便利さが兼業という労働力流出を保障していた。いまのべた馬耕技術の導入といった省力技術もそれを促進した。兼業と小農的経営構造の安定的な相互補完関係が、積極的な農業生産力発展を指向させない事情であった。反収の停滞はこの時期、大きい問題とはならなかった。

土地改良事業のこの時期のうごきは、以上にのべた経済・農業構造のうごきと照応する。

前述のように砺波平野の土地改良事業は、用水合口を基本課題としていたのであるが、それは容易に農業内部から具体化されるものでなかった。農業者自身の農業投資を呼び起す要因を欠いていたからである。合口の最初の具体的な契機は、電力資本によって与えられた。小牧発電堰堤の築造がそれである。大正6年に企画されたこの工事はそのハッペの轟音で砺



第1図 水稲10a当たり収量の推移（5ヶ年平均）

波農民を驚かせ、庄川全川〆切の可能性を現実のものとして実証した。第二の契機は前にも述べた用排水幹線改良事業補助要項である。500ha以上の事業に対して半額の国庫補助が与えられるということが、合口事業にふみきらせる大きい契機となった。大正14年に結成される合口用水期成同盟会は、これを直接の契機として発足したものである。とはいえしかし地元負担金の配分についてはそれがいかに少額であれ容易に地域間の調整のつかない問題としてのこされることとなった。前述したように藩権力解体後にむしろ激化した各用水間の対抗関係は、合口事業費の負担をめぐって一層あらわとなつたのである。結局この問題は、合口用水路を利用する発電事業から寄付金を徴収することで結着をつける。第三の合口具体化の契機がこの寄付金にほかならない。合口事業費3,916千円のほぼ半額1,937千円がこの寄付金によって賄われ、のこりの事業費を国50%，県20%，地元30%という割合で負担することとしたのである。地元負担は結局総事業費の15%，636千円という少額で済んだのであるが、しかしこうした負担問題をめぐるかけひきは、合口工事の完成を昭和16年までひきのばすこと

となった。問題としてはもっとも早く提起されながら、後発の黒部川合口にくらべてほぼ10年のおくれをとったのである。第1図の反収のうごきと対応するものといえよう。

合口事業をめぐる上述の動向は、結局のところ前述した社会、農業構造の特質・生産力の停滞的傾向、農業投資への内発的モメントの欠陥ということを如実に示したものにはかならない。

土地改良事業にかんするいま一つの特質は、この合口事業が農道、耕地区画などの「装置としての土地」改良につながらなかった点である。用水の安定化は地域全体の豊度を高めることに貢献したがしかし、引きつづく耕地事業をもたらさなかった点で、前述した第一のタイプの土地改良という性格をつよくもつこととなった。

さきにこの水利組織を地縁的な耕作者組織と特徴づけたのであるが、これはこの時期にはきわめて保守的な既得権益擁護組織として機能する。内部においては上下流の複雑な対抗関係をもってそれぞれの用水が既得権益を主張しながら、外部の電力資本、県などに対してはまとまって既得権益を主張するという奇妙な、しかしうぜんのうごきをみせたのである。

#### □) 蒲原平野

工業化との関連で停滞の色を強めた砺波農業と比べて、蒲原農業のうごきはより純農業的であった。平野面積の絶対的大きさということもあって工業の若干の展開もここではこれという影響を農業に与えていない。強いていうならば、日本全体の工業展開の中でここは労働力供給地帯として位置づけられ、出稼ぎや、二三男女の供給という形態で中央労働市場に結びつけられたのであった。

他方、地主制の生成、展開、消滅のドラマはここでもっとも典型的にみることができる。明治末期、米穀検査をめぐって発生する小作争議は、大正期に入って平野一帯の動向となり、それは昭和期に引きつがれる。これに対応する地主制の凋落は大正期に入って顕在化し、それは昭和期に入っての自作農創設運動を呼びおこす。前述した千町歩地主、三菱東山農事などは大正期から早くも土地売り逃げを開始し、植民地、朝鮮などに土地投資の方向を転換し、昭和期にはその姿を消すこととなった。

他方、食糧確保という日本資本主義の基本課題は、さきにものべたようにここを広大な食糧基地として位置づけることを要請していた。明治41年、帝国議会が国営による信濃川分水工事を決定したことは、この課題を果たそうとしたものに他ならない。大正期から活発化する国による大河川下流低平地の開発の中で、蒲原平野の開発はもっとも大きい期待を寄せられたものであった。他面このことはいまのべた地主制の凋落、その農業投資意欲の減退に代位するいみをもっていた。

大正期をつうじて、2千万円余りの国費を投じておこなわれた信濃川分水工事は、大正14年に一応の完成をみる。藩政期以来の念願を果した蒲原農業はこれによってテークオフの物質的条件をようやく獲得した。常習水害地帯からの脱却という意味で、これは「外水排除」の段階と呼ばれている。

信濃川分水工事の完成は、また前述の用排水幹線改良事業補助要項の公布と時期を同じくしていた。これによるところの県営工事が各所で着手されて、外水排除後の地上水排除が昭和期のうごきとなる。白根郷の県営事業を第一号とし、つづいて三島郡、中之島、坂井輪郷、味方郷、西川西部などの各地区の事業が着手されるのである。これらの事業は信濃川分水工

事の成果を生産力に結実させようという性格を主要契機としながらも、他面、分水によって生じた信濃川上流部の河床低下、下流部の河床上昇にも対処するものでもあった。外水による洪水は回避したものの内水の滞留はむしろ深刻化したのであった。そのため中小輪中毎の機械排水事業も一段と盛行するという事態が生まれた。又、こうした水利事情の変化が従来の取入口、用水路の機能をいちじるしく変化させることになり抜本的な用排水体系の確立ということ也要請されるに至った。

この事情はさらに、従来の耕地区画、農道などを一変させる事業＝耕地整理事業をも必然的に要請するものであった。湛水を前提とした舟運が不可能となったことは、あたらしく農道を作ることを要請したし、農道、用排水の条件変化はあたらしい耕地区画を要請したのである。昭和期以降の白根郷を先頭とする耕地整理事業の進展は、こうした要請にもとづいたものとして理解される。

さきにものべたように、耕地整理法の施行は明治32年にさかのぼるが、これによる蒲原平野の耕地整理は、開発のはやい北蒲原郡や、不完全輪中の山麓部に偏在した。又、低平地では輪中の相対的に上流部に位置するところで、舟運用の水路を設置した耕地整理がおこなわれていたにすぎない。西蒲・味方村・亀田郷酒屋地区などがこのケースである。平野の段階を画するうごきとして耕地整理が日程にのぼるのは、ようやく昭和期に入ってからのことである。

砺波との対比でいうならば、このように水利事業と耕地事業とがワンセットでおこなわれ、それが冒頭でのべた第二のタイプの土地改良事業の内容をもった点が重要である。大河川下流低平地という自然条件を基礎とし、農業投資に積極的な意欲をもった農業者の存在がこうした特質をもたらした。

ここで農業者といふばあいその中味が時代と共に変化している点に注意しなければならない。前述のように明治期においてはそれは地主として单一化してよいのであるが、大正期以降のそれはやや複雑化てくる。すでにのべたようにまず国家が基礎的な投資者として登場し、ついで直接生産者層により近い在村小零細地主層が登場する。巨大地主と対抗してこの在村小零細地主層は、小作争議においても多くは小作側についた層である。かれら自身なにがしかの生産者としての機能をもっていた点が重要なことであろう。

耕地整理事業の決定に際しては、かれらの発議に対して、かれらと相似の出自にある巨大地主の差配、番頭が賛意を表すというかたちが各地にみられたのであった。さきに明治期の蒲原平野の水利組織をわたくしは、砺波との対比で土地所有者の地縁的組織と特徴づけたのであるが、大正期以降の耕地整理組合は、より耕作者的性格の強いものと規定したい。この点は耕地整理組合と不可分のものであった水利組織の性格変化にも通ずるものである。

このような投資主体の性格変化は、恐慌期の救農土木事業で強められ、さらに戦時下の食糧増産対策で一層あきらかとなってきた。

たとえば新津郷の耕地整理は、戦時下に着手されるのであるが、それは白根郷などの10a区画に対し、20a区画という当時としては画期的な工事内容をもつものであった。畜耕導入を前提として、在村小零細地主層が発議したこのプランに対して、小作人組合は表面的には反撥する。20a区画がつぶれ地をへらして小作料増徴をはかるものだというのである。たしかにそうした側面がないわけではなかった。とはいえ昭和10年代という時代には小作料増徴が現実化する条件はすでに失なわれていた。小作人組合は結局小作料を引き上げないという

約束をとりつけて耕地整理に協力するのであるが、このことは耕地整理が時代の進展とともに小作層のイニシアチブをも動因としておこなわれたようになったことを意味している。

砺波平野とはまことに対照的な推移を以上の動向のなかからよみとることは容易なことであろう。砺波のいわば局地市場的な展開に対して、蒲原はいぜんとして全国的な連関につよくまきこまれていたのであり、それは農業生産力担当層のダイナミックな転換を内包していたのであった。藩政期以来、相対的に一貫している砺波平野の農業生産力担当層と、地租改正以降めまぐるしく転換した蒲原平野のそれとを明白に識別しなくてはならないのである。

前出第1図の生産力動向は以上の動きを具体化して示すものである。昭和期に入って蒲原のいちじるしい反収上昇とその安定化はいまのべてきた変化を結果として証明する。

信濃川分水工事を物的根拠とし、いまのべた投資主体の変化を主体的根拠として第1図の生産力形成がなしとげられてきたのであった。これを技術的にいえば、常習水害、當時湛水状態からの脱却が、化学肥料などの肥効をようやく実現させることとなり、また昭和期に普及する新品種=農林1号などが增收に役立ったのであった。

このような蒲原地域の戦前動向は、砺波と好対照をなしており、そのうごきは発展の線上に農地改革を見据えていた。

#### 4 自作農体制と土改地良

農地改革とそれにつづく土地改良法の制定、積寒法の制定など、戦前とことなった生産関係・土地改良事業体制を創出したことは周知のことだが、そのあらわれかたはやはり砺波と蒲原とではおおいにちがっていた。これまでと同じやりかたでこの差異と、それのうまれるメカニズムを概観しよう。

##### イ) 砧波平野

すでにのべたようにここでは慣行小作権という特殊問題があつて土地所有関係は大変複雑となっていた。農地改革をここでどのように実施するかといえばあい、誰を耕作者とみなすかということが大問題となった。結局のところそれは村むらにおける地主、慣行小作権者、又小作者それぞれの力関係によって処理された。地主と慣行小作権者との間では後者が多く所有者となった。慣行小作権を解消して自作農になったわけである。より深刻な問題は慣行小作権者と又小作人との間で発生した。各地で多くのトラブルがおこったがおおむね折半でそれぞれ所有者となったところが多い。旧鷹栖村の例でみたようにこの又小作地は量的にはそう多くはなかった。しかしその関係者はかなり多かった。前出第1表の検討でのべたように、又小作関係者は総農家数の4割もいたのである。その場合その貸借関係は、後述する蒲原のように貸し手の階級、借り手の階級と截然と別れていたのでなく複雑に入りこんでいたことが問題を一層むつかしくした。所有者層である「高持層」と「(慣行) 小作層」とはあるていど分れていたとはいえ両者の境界は混然としていた。そして、「(慣行) 小作層」の規模の小さい者が又小作地を多く借りていた。その関係はつぎの第2表からもうかがうことが出来よう。同一農家が貸し手であり又借り手であるというケースも少なくなかった。

関係水田の量としては少ないながら質的には深刻なトラブルを引きおこしつつ、ともかく農地改革は実施され、自作農体制はこれまでのべてきた歴史の産物として特殊に強固な性格をもつこととなった。地主制を揚棄した自作農体制というよりも慣行小作権を一義的な所有権とした面がむしろ強く、それは藩政期以来の小農的体制を再強化したものであった。散居と集団圃場という物的な条件をも基礎としつつ伝統的な家産尊重の気風は農地改革によっ

第2表 又小作の関係者

		戸 数	件 数	面 積
借入者の耕地面積	~ 50 a	19戸	27件	339 a
	~ 1 ha	27	46	1,062
	~ 1.5			
	~ 2.0	5	8	176
	2.0 ~	2	3	38
	不 明	2	6	43
	合 計	75	128	2,330
貸模付者の改革時の所有規	な し	5	5	178
	1 ~ 2ha	13	27	473
	2 ~ 3	2	4	44
	3 ~ 5	3	4	112
	5 ~ 10	4	8	138
	10 ~	5	25	449
	不 明	38	47	841
	合 計	73	128	2,330

前表に同じ

て完成された。農家減少率の少なさ、農地移動率の少なさに示される固定的農業構造が以後の特徴となるのである。前者農家数減少率の少なさは県平均にくらべて2分の1という数値(1950~1965センサス)を示すにすぎないし、後者、農地移動率(買売による所有権移動、昭和30年代)は県平均にくらべて3分の1にすぎないのである。農家数の固定的性格、農地移動率の少なさは自作農体制下の全国的な特質といってよいのであるが砺波平野においてはこれが上述した歴史的事情にもとづいて特殊的に強固な小農的構造として形成されたのである。

そして砺波平野のこの強固な小農的構造は、戦後復興をなしとげた工業の発展によって補完された。戦前より一段と深まつた兼業化によって、農業兼業両面での労働力燃焼が保障されたのである。父母が農業に従事し、伴が兼業に出るというかたち、そして父母がリタイアすると伴がつとめをやめて農業に帰り、代って孫がつとめに出る、というサイクルが普遍的になっていた。

戦後、とくに昭和30年以降の農業生産力の発展は砺波平野においても顕著なものがあった。さきに図示した水稻10a当り収量の推移がこれを示している。しかし問題はその技術内容にあった。この時期の収量増加は、戦前不安定要因だったレンゲ栽培の停止、全面的な化学肥料への転換、新品種の導入=早生化、育苗、防除技術の向上などそりぞりして労働対象技術に主として依存したものであった。当時の労働用具技術の花型である動力耕耘機も確かに普及した。しかしその入りかたは、たとえば第3表の新潟県白根市と砺波市との対比でみると、普及率の少なさ、共有率の多さ、駆動型の多さといった特質をもつものであった。普及率の少なさ、共有率の多さなどはこの平均耕地規模の零細さをも要因としているがより基本的にはこの土地条件に規定されたものであった。すなわち集団圃場体制をなしているとはいえ農道の欠陥、1筆区画のせまさとその形状のさまざまなことなどが動力耕耘機普及を制約したのである。この農道の欠陥という条件は、明治期以降の馬耕導入に際しても特有のやりか

第3表 砺波における耕耘機導入の性格

			富山県砺波市		新潟県白根市	
駆動型	個	人	台	%	台	%
	共	有	215	27.8	550	40.7
	組	織	513	66.5	207	15.5
	小	計	2	0.3	—	—
			730	94.6	757	56.2
牽引型	個	人	24	3.1	522	38.7
	共	有	18	2.3	62	4.6
	組	織	—	—	7	0.5
	小	計	42	5.4	591	43.8
	合	計	772	100.0	1,348	100.0
	合計の普及率		15.5%	—	44.7%	—

註) 1960年センサス

たをもたらしていた。馬を運搬に利用しない——積み下ろしの手間よりも、人間の背で運んだ方が早いということもあった——ために、その利用は春先のみでよく、そのため通年飼育は大変コスト高となるので、借馬というかたちでよいということである。それも1戸当たりではコストが高いので、数人で「馬仲間」を作つて共同で馬を借りたのであった。

砺波における動力耕耘機の導入は、あたかもこの馬仲間の再生、というより馬仲間の馬を機械にかえるというかたちでおこなわれた。

耕耘専用のために牽引型が少なく駆動型が多いという第3表の傾向もそのためであった。

合理的といえばたしかに合理的だがしかし小農体制という生産関係をほりくずしていく生産力の中核としての労働用具、という観点からみるとまことに現状妥協的な特質をもつものであった。

10a 当り収量は増加したが、しかしその技術内容は以上のような問題をもつものであった。

ところでこの時期の土地改良事業は、すでにのべたような水利事業のみの単独先行、耕地事業の未着手という特色をもっともよく示している。さきにのべた戦時中の同様な特色に対して新沢嘉茅統氏は合口事業の「地主的性格」があらわれたものだと理解した。「合口の利益には、自作農や小作農の主張より、地主の主張の方が強く反映した」「耕作者達が能動的に合口問題の解決のために運動に参加したものであつたら、用水合口も単に取入口の合口のみに止まることなく、それにつづく各用水の幹線水路や諸施設、支線水路の改良、最後には耕地区画の整理にまでも問題は発展してゆかざるをえなかつたであろう。耕作者たる農民の立場からみて、水利問題の解決のはんの端緒にすぎないところの用水取入口の合口だけにとどまらざるをえなかつたことこそ、当時の合口事業の性格を明確に示す」と論じたのであった。この論理はとうぜん、「農地改革によって地主的土地所有による歪曲は大体において取り払われた。これによって各用水地域内の土地改良はいちじるしく実行容易なものとなるであろう」という見透しをもたらしていた。(1)

けれども事態はこの見透しのようにはすすまなかつた。

食糧増産という時代の政策はここでもいくつかの県営かんぱい事業を発足させた。22年着

工の二万石用水改良事業（受益面積2018ha），23年着工の山田川沿岸用水改良事業（832ha），24年着工の出町外六カ村用水改良事業（1221ha），27年着工の庄東用水改良事業（2.403ha），28年着工の庄西用水改良事業（3.534ha），32年着工の砺波中部用排水改良事業（2.633ha）などがそれである。昭和30年から40年頃にかけて完工をみたこれらの工事は合口工事のあとをうけて扇状地に放射状に分かれている幹線各用水路を改修するものであった。合口によって格段に安定した用水は，これらの工事によって一層安定の度をましたのであった。さきにのべた増収および耕耘機導入による代掻きの早期化，それらによる用水需要の増加などは，これらの工事に負うところが多いのである。

とはいえしかし，これらの水利事業は，新沢氏の見透したように耕地事業には容易に発展しなかった。のみならずこうした用水改良工事でも前にものべたような地域間の問題がたえず発生した。土水路を三面張りとし，又分水工を木造からコンクリートにするに際して，その断面の大きさをめぐるトラブルがもっとも多かったが，結局のところそれらは，旧来の慣行を守ることで結着をつけることが多かった。そのいみではこれらの改良工事は，旧慣を一層固定化するような一面さえあったのである。こうした事態をみて新沢氏は，農地改革によって「農業水利に関する地域的対抗関係の調整についてかえって困難を増した面があるのではないかと思う。——中略——つまり農村の民主化は場合により農業水利の調整を困難にしその矛盾を激化する一面もある」と反省するに至った。(2)

水をめぐる封建遺制などという考え方たにくらべれば，地主制の崩壊を正当に評価した新沢氏のみかたはまだましであるがしかし，いついかなるときでも耕作者は熱心な投資意欲をもつはずだという信仰はあきらかにまちがっていた。前述したごとき農業経営の諸特質が，ただちには耕地事業を現実化させえなかっただけなのである。人びとは，集団圃場体制はまだ省力的だと考えていたし，兼業と小農経営との密月に満足していた。借馬的耕耘機導入をしたばあいには最低限の畦ぬきや均平を個人でおこなえばよかったです。そうしたもの以上に耕地条件全体の改変を問題とせざるをえなくなるのはもう少しあとのことであった。

水利事業によって地域全体の豊度をたかめながらも，それが容易に耕地事業につながらないといふこの時期までの特質は，水利組織＝土地改良区の作りかたにも反映している。第4表は，東砺波郡（含砺波市）の土地改良区設立状況を整理したものである。表側の「単一目的」「複合目的」という区分は，それぞれの定かんで定めた事業目的が单一であるか複合であるかで区分したものである。たとえば「維持管理」のみを事業目的とする土地改良区は合計11土地改良区，「維持管理」に加えてその他の一つ以上の事業目的をもつ土地改良区は32土地改良区あったということである。そして複数の事業目的をもつ土地改良区は重複して数えられている。但し下欄の合計だけは実数を示した。

こまかい説明は省くが，この表から強調したい点の第一は，砺波においては土地改良区は事業目的毎に設立される傾向が強かったということである。第二の点は「維持管理」単一目的の大土地改良区＝二万石用水土地改良区を筆頭とする旧来の用水組織が，いわば恒久的組織として君臨しており，それ以外の中小土地改良区が，個別事業を担当するもの＝事業が終れば解散するものとして位置づけられていることである。第三の点は，「区画整理」目的の土地改良区が15しかなくてこれまでの叙述を裏付けている点である。これらはおおむね旧村別にかなり早い時期に組織されていたが活動の条件を欠いていた。

冒頭でのべたように，本来土地改良事業は総合的におこなわれるべきものであろうが，こ

第4表 事業目的別土地改良区数

規模・設立年次		受益面積規模別(ha)							設立年次別														
		~50	~100	~200	~300	~500	~1000	計	昭26年	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
維持管理	単一目的			1		2	4	4	11		10											1	
	複合目的	3	2	4	7	10	1	5	32	1	19	8	2	1	1							1	
	計	3	2	5	7	12	5	9	43	1	29	8	2	1	1								
かんばい	単一目的						1	2	3										1	2			
	複合目的	1	1	3	5	6	1	3	20	1	11	6	1	1	1	1	1						
	計	1	1	3	5	6	2	5	23	1	11	6	1	1	1	1	2						
災害復旧	単一目的					2	1	4	9		7	2											
	複合目的	1	1			2	1	4	9	7	2												
	計	1	1			2	1	4	9	7	2												
農道	単一目的	1							1													1	
	複合目的	2	2	2	8	9		2	25	13	9	2	1										
	計	3	2	2	8	9		2	26	13	9	2	1	1									
区画整理	単一目的	1	2						3		2											1	
	複合目的			1	4	5		2	12	6	4	1	1									1	
	計	1	2	1	4	5		2	15	8	4	1	1										
暗渠排水	単一目的	1							1		1												
	複合目的	2		2	5		2	11	7	3	1												
	計	1	2	2	5		2	12	8	3	1												
客土	単一目的																						
	複合目的	1		1	2				4		2	2											
	計	1		1	2				4		2	2											
畦畔整備	単一目的			1					1		1	1											
	複合目的			1					1		1	1											
	計			1					1		1	1											
その他	単一目的			1					1		1	1											
	複合目的			1					1		1	1											
	計			1					1		1	1											
合計	単一目的	3	2	1	2	5	6	19		13									1	1	2	1	1
	複合目的	3	3	4	9	11	1	5	36	1	22	9	2	1	1	1							
	計	6	5	5	9	13	6	11	55	1	35	9	2	1	2	1	2	1	2	1		1	

注：富山県耕地課土地改良区名簿 1965年

この砾波においては前述した事情のもとでさまざまな事業が、ことなる組織によっておこなわれるという特色がみられた。

(1) 新沢嘉芽統 「農業水利論」 108頁, 112頁

(2) 新沢嘉芽統 「農業水利論」 236～7頁

ロ) 蒲原平野

戦前小作争議の群発地域として知られた蒲原平野では、戦後においても強力な農民組織が結成され、そのリーダー・シップのもとで農地改革はもっとも徹底的になしとげられた。改革後的小作地割合が0.6%といわれる白根郷のようなケースはけっして珍らしいことではなかった。ゼロに等しい小作地率、したがってほぼ100%の自作農体制がここでは形成されたのであった。

兼業機会もまだきわめて少なかった当時のこととて、広大な地域に生まれた自作小農経営群は、一斉に農業生産力の向上に全力を傾けることとなる。そしてその最初の仕事が土地改良事業なのであった。

それより以前、すでに戦時中からいくつかの基幹的かんぱい事業が着手されていた。戦時食糧増産政策のもとで国営（農地開発営団）県営の大規模事業である。亀田郷栗の木排水機場（昭和17年完工）阿賀野川地区（新井郷川排水機場——昭和16年着工）新川排水機場（昭和20年着工）などは国営工事として着手されていたし、それに付帯する県営事業もいくつか実施されていた。これらは大河津分水路の完成を前提とし、平野内部の治水をねらいとしていたが、それは同時に前述した内水排除の物的条件をととのえるものであった。

これらに支えられて、自作農群の土地改良要求は、いわば一挙に噴出した。「自分の土地になったのだから、地主がいたときと同じかたちでは面白くない」というような心情も手伝って、その要求はまず区画整理要求となってあらわれた。この時期の事業種別農民投資は、区画整理、農道などの事業がまずおこなわれ、それに対応してかんぱい事業が実施されている。昭和26年からの積寒法の援助もこのようないくつかの団体営事業の盛行をもたらした要因として重要である。事業費総額としては昭和29年がピークとなったのだが、おおむねこの頃には、平野の景観が一変するほどの土地改良事業が達成された。

又、戦前すでに耕地整理を終了した白根郷などを先頭として暗渠排水工事も実施され始めた。内水排除の第一段階たる「地上水排除」を達成し、その第二段階として「地下水排除」の段階に到達したのである。蒲原平野全域としていえば、ようやくこの時期になって馬耕可能な耕地条件を獲得したのである。昭和20年代後半には平野部の畜耕面積が50%をこすほど急増し、役畜頭数も急増した。

しかしそのうごきは30年代にはいるとたちまち動力耕耘機にとってかわられた。前出第3表でみたような個人有牽引型に特徴のある密度の高い普及がすすんだのである。一挙になしとげた土地改良を媒介として、蒲原平野農業は人力耕段階から、畜耕段階をとびこして機械耕段階に飛躍した。

この動力耕耘機を技術的中核とし、それに前述したような各種の労働対象的諸技術が編成されて30年以降のあたらしい生産力水準を形成したことは指摘するまでもない。ここにおいて蒲原農業は名実ともに砺波農業の上位に立つ生産力水準を成立させたといってよい。

砺波の停滞的性格に対し、蒲原のそれはまことにダイナミックな転換という性格をもつ。この点は農業構造のうごきをも規定した。30年以降ようやく顕著になる農地売買と、農地の上層集中がその指標である。

改革後自作農が、兼業と結合して小家産維持のための農業経営という性格を強化した砺波に対比して、あたらしい生産力を作り上げた蒲原では自作農のあらたな分解開始がみられたのであった。

両地域の対照は又、土地改良組織のありかたにもあらわれている。すでに述べたとおり砺

波においては、事業別小土地改良区の設立という特徴があったが、ここでは反対に大規模総合的土地改良区の設立が特徴である。全国最大とおもわれる西蒲原土地改良区（2万ha, 組合員1.5万人）をトップとし、白根郷土地改良区（5千ha, 3.7千人）新津郷土地改良区（3.3千ha, 3.3千人）亀田郷土地改良区（5.7千ha, 5.7千人）などの巨大土地改良区が設立され、維持管理はもちろんかんぱい、区画整理、農道、暗渠など農地にかかるすべての事業をおこなっている。前述したような地形、水利条件が不可避的にこうした組織形態を要請したのであるが、このことは何度もいうように、土地改良事業の総合性を保持する上で重要な意義をもっていた。「装置としての土地の改良」を主要内容としつつ「労働対象としての土地改良」も総合的に実施したところに蒲原平野の特徴がある。

なお水系毎の用排水土地改良区と、おおむね旧村を単位とする区画整理土地改良区とが別個に組織されているケースとして北蒲原郡があるが、単区の規模が大きくかつそれぞれがかんぱい、維持管理等をもおこなっている点やはり砺波の単区と性格を異にしている。

## II 高度経済成長下の農業と土地改良

昭和20年代の日本経済が国内農業にもとめた課題が人口吸収、食糧増産であったとすると、30年代のそれは労働力放出と、安価な食糧供給ということになる。30年代に入って次第に成長度を早めた日本経済は、まず新卒若年労働力を、ついで工業地域周辺の農業労働力を、そして最後に遠隔地の出稼ぎ労働力を需要するに至った。他方、昭和30年以降の連続豊作によって主食（米）の国内自給が一応達成され、一層の増産政策をおこなう必要はなくなった。日本農業も生産性をたかめよ、という資本の要求がここに現実化してくる。

1955年センサスから1960年センサスにかけての農業構造の変化は、さきの蒲原平野の動向でみたような変化、すなわち農民分解の一定の進展を示唆した。労働力流出の激化→農家数の減少→のこった農家の規模拡大→自立經營の出現という処方箋を描けるかのごときうごきがみられたのである。高度経済成長、あるいは貿易自由化に対応する農業のありかたを政策的に誘導するものとして昭和36年に農業基本法が成立する。

政策理念としてみれば、農業基本法は自作農体制をあきらかに否定したものといつてよいが、しかし、いかなる政策もそうであるように政策軌道の修正は、一定の妥協的形態をとらざるをえなかった。農地法、食糧管理法、農協法等一連の関連法案の改正はさしあたり最少限度にとどめざるをえなかった。当時の労働市場条件、農民分解の進展度などがまださきほどの図式に十分な説得力をもたらせることができなかつたのである。特に自由化を控えてなお外貨不安問題がくすぶっていた点は、この政策をその理念どおり実行する自信を資本にもたせなかつた。

こうして基本法農政は、農業構造改善事業に矮少化された。のみならず30年代末には予想に反した米不足問題がおこり、所得均衡理念を逆用した米価引上げを余儀なくされる。

しかし重要な転機は43年にやってきた。外貨事情の構造的転換である。恒常的な黒字見透しが、ドル危機、円の価値上昇とともに展望されるに至つた。加えて年々の米価引上げ—それ自体賃金上昇の追認にすぎず労働力流出は一層進行していた—をも要因としてかつてない大豊作が連続し、過剰米問題が登場していた。財政硬直化を本質とする食管赤字対策をこの過剰米処理問題にスリカえる格好の条件が存在した。

こうして基本法農政発足時に妥協した部分を最終的に切り離す条件が成熟する。大規模高生産性農業をスローガンとして打ち出された総合農政は基本法農政の新段階、その本格的展開を予告した。自作農体制を支えた三大政策がここでよくやく本格的な軌道修正をうけることとなる。賃貸借による農地流動化をねらった農地法改正、食管自由化を実質化した自主流通米制度の誕生、まだ十分には姿をあらわしていないが自作農を必ずしも前提とはしない土地改良法、農協法の改正などがそれである。自作農農政は総合農政において明白な終えんをとげるるのである。

兼業化の全国的な進展、それによる小農の農業依存度の後退という労働市場条件、あらたな技術開発による農業生産力の発展、それを担う生産力主体の性格変化、つまり分解の急進展による自作農体制の形骸化が以上の政策転換を支えた下部構造であった。基本法成立時との重要な条件差をそこにみなければならない。

ところで基本法農政下の土地改良事業は、農業構造改善事業地区でまずその原型を打ち出す。大型高性能機械の走行を可能とする土地条件の造成、すなわち大型圃場整備事業である。この構造改善事業はモデル的意味をもたされた点の施策にすぎず、本来一水系単位あるいは平野単位で施工すべき土地改良事業としては意味の少ないものであった。そのため面の施策として38年から、県営圃場整備事業をはじめとする大型基盤整備の諸制度が登場する。

この大型基盤整備は、改革後自作小農のその上での経営展開、技術展開を拒否するものであって、自作農体制を解体する直接の物的条件となりつつある。

大要以上のごとき時代の動きは、砺波と蒲原においてどのように現象しているか、項を改めて検討する。

### 1 砺波平野

#### イ) 小農体制の危機状況と基盤整備

はやくから始まり、小農経営の補完条件となっていた砺波平野の兼業化は、高度経済成長期に一段と深化した。第5表で示したように、すべての農家が兼業農家——專業として表示される農家は老人世帯であって外で働く労働力をもたない農家である——となり、働くすべての人間が老若、男女を問わず働くに出るという事態があらわれた。以前からの高い工業蓄積に加えて、高岡市の新産業都市指定、平野各町村へのあらたな企業立地などが莫大な労働力需要を創出した。ここでは平野に立地するそれぞれの小都市がそれに労働力需要圏を形成しており、それらが通勤可能範囲内で幾重にもかさなりっているのである。

第5表 砺波市における兼業の性格

	富山県砺波市			新潟県白根市		
	I 兼	II 兼	計	I 兼	II 兼	計
職員勤務	9.1%	16.6%	25.7%	6.0%	5.1%	11.1%
恒常的賃労働	9.8	13.8	23.6	9.9	5.9	15.8
出稼ぎ	2.8	5.0	7.8	1.9	0.3	2.2
人夫・日雇	16.6	9.6	26.2	41.0	2.7	43.7
自営	2.5	8.3	10.8	1.8	3.9	5.7
計	40.8	53.3	94.1	60.6	17.9	78.5

註) 1955年センサス総農家数を100とした割合

長い間つづいていた兼業化と小農経営との密月はこの段階で明白な破局を迎えた。小農経営を維持する労働力が確保できなくなったのである。かつては省力機能をもっており兼業への労働力流出を可能ならしめた集団圃場体制もこの時期に至って極端に転化した。すでにみたようにこここの耕地体制は動力耕耘機の導入に際しても制約となっていたのだがこの点は、自動車の普及をも阻止した。車が入り、動力耕耘機も自由に出入りできる圃場条件が切実に要求されるようになった。それなくしては、藩政期以来連綿とつづいた小家産の維持が不可能となったのである。

各地で区画整理、農道設置のうごきが出始めた。しかし前述のように時代はすでに大きく転換していた。改革後自作農を政策対象とした積寒法から農基法に転換した農政はここ的小農的土地改良要求と正面から衝突する。

田代洋一氏はここでもっとも早く団体営基盤整備を実施した砺波市東野尻地区の実情についてつぎのように述べている。

「構造改善事業は、周知のように各地で返上、修正、変更されてきているが、ことにこの地域は耕地条件の特殊性もあって、その受入れに当っては土地改良区の会合が四〇回余」「部落の常会が六〇回も開かれるなど、ことのほか曲折を経た」「話は、市から農協、土地改良区を経て部落常会に持ち込まれた」「その説得の仕方は、まず要求のある農道整備で話をもちかけ、次に基盤整備も含めて構造改善事業に乗ろうではないか、と切り出したところ非常に懸念されたので、同じような条件下で実施した地域をみんなで視察して不安解消に効果をあげ、そこでやるやらぬはぬきにして（原文のまま）ともかく図面だけ書いてみようじゃないかと市に設計を頼み、その図面をテコに常会の席上で、あるいは戸別に説得して実施にこぎつけるという形であった」「下からの農民的要求（農道整備プラス10a 区画整理——ママ）と」「構造改善事業（30a 区画プラス大型機械——ママ）の間には大きなギャップがあった」。昭和37年春頃の話である。(1)

ここに隣接している福野町野尻地区でも事態は同様であった。一応、「野尻耕地整備期成同盟会」なる旧村単位の推進組織を作つて個々の農家の説得に当っていたが、38年春になってからここには農林省直営の「大型モデル圃場」の話が持ちこまれた。全額国費で工事をおこなうが、そのかわり基盤整備後の各種の実験に地元が協力するという話である。すでに構造分300ha、積寒分200ha、計500ha の団体営圃場整備の話がまとまりかけていたのだが、急拠この中にモデル圃場分（計画は50ha、のちに40haに縮少）をとりこんで工費の軽減——モデル圃場を含んだ工区については工事費プール——をはかり、一挙に基盤整備にのり出すことになった。

注意しなければならないことは、このように比較的早くから基盤整備に動き出す地域が、がいして用水下流部の水不足地帯だという点であろう。今のべた砺波市東野尻地区、福野町野尻地区はいずれも扇状部に位置するが用水としては二万石用水の末流である。庄川流域から外れるが、砺波地域でもっとも早く大型基盤整備を達成する福野町東石黒地区のばあいも小谷部川と山田川の合流点に位置して用水の最下流にある。同様に砺波市鷹栖地区は、39年からこの地域でもっとも早く県営圃場整備に着手するが、ここは鷹栖口用水の末流である。合口事業によって安定化したとはいえ、用水不足にならざりかつそのための耕地条件不備の矛盾をつよく持つていたところからあたらしいうごきが始まったのである。

さきにのべたように先行していた各種かんぱい事業は、こうした耕地事業を現実化させる

物的条件をととのえたものとしてあらためて評価されることとなる。これらは合口事業以後、まず上流から下流へと幹線用水の改良をすすめ、さらにそれによっておこる扇末部（及び射水低平地域）の排水不良の改良事業をおこない、さいごに上下流を含めたより広域の用排水改良工事を行なうという推移を辿ってきたのだが、そのことを前提として始めて上述の耕地事業が可能となった。複雑でしかも固定的な慣行水利秩序の中で、あたらしい事業を行なうための前提を作ったのがこれらのかんぱい事業なのであった。

ところでいまのべた点は、何故扇状地の砺波平野で容易に耕地事業が着手されなかっただけかという事情をもあきらかにする。大きくは用水と用水との間に、小さくは個々の圃場と圃場との間に、永年にわたる水利秩序がかたちづくられていてそれに少しでも手を加えることは、全体の秩序変更にどうしてもつながらざるをえなかつたのである。

反対に、この事情は前述したような耕地事業が一旦始まると、それは扇状地全体を耕地事業にまきこんでいく引き金の働きをする。圃場整備によって用水路を直線化することは、隣接上流部の用水不足を引きおこし、排水路を直線化すると隣接下流部の悪水滞留を確実に引き起すのである。たとえば前述、福野町のモデル圃場を含む500haの圃場整備は、上流部に対しては昭和43年着工の県営福野北部地区圃場整備事業を要請することとなつたし、下流部に対しては前述県営鷹栖地区圃場整備事業を着工させることとなつたのである。

昭和30年代の終りから、40年代にかけて砺波扇状地はその景観を一変させるほどの基盤整備をなしとげる所以である。小農経営の危機に対処すべくおこなわれたこの事業は、小農経営の願望とは裏腹に、自らを否定する耕地条件を作り出したのであった。

(1) 田代洋一「集団栽培の成立背景とその機能」（農業総合研究所「兼業化の進行と農民層と動向」45年、所収）

#### ロ) 大型機械の導入と組織的稻作

前述のように砺波平野の基盤整備は、当初小農的機械化要求から発したのであるが、強い行政的関与の中でそれは大型圃場整備に変化した。そのようにさせた第一の条件はいうまでもなく補助率の差であるが第二には、仮に小農的土地改良が実現したとしてもすでに個別で小農的機械体系を導入駆使しうる条件を欠いていた点が重要である。個々の経営の零細さもさることながら、前述のはげしい兼業化の中で経営自立のための労働力をすでに失なっていたのである。そして基盤整備の説得は、その後の小家産維持の方策として大型機械の導入、それを中心としての組織的稻作の青写真をも用意していた。人びとにとて選択の余地はなかったのである。第三の事情としては、用水慣行を物的条件として永く維持されていた部落結合の強さを指摘しなければならない。どんなに基盤整備に不安をもつたとしても、それが部落をつうじての決定であれば従わざるをえないという気風があったし、逆に部落みんなでやることならば自分がひどい目にあうことはないという安心感が働いたのである。たしかに基盤整備をめぐって部落内のトラブルはおきたし、その反目が後に尾を引いているケースも少なくないがしかし、それは基盤整備の可否よりもむしろ道路、水路の位置とか換地をめぐる反目が多いのである。

ともあれ砺波平野では基盤整備の進行に伴なって大型機械が続々と導入された。ライス・センターとか大型コンバインは農協もしくはやや広域の利用組織によって導入され、大型トラクターは多くは部落を運営主体として導入された。

それと合せて苗代、田植えなどの共同化組織化もほぼ全域で進められた。これは部落もし

くは隣保班を単位としておこなわれた。

いわゆる砺波型の稻作共同組織が眼をみはるほどの整然さをもって形成されたのである。30年代後半を小農経営の危機の時代とみるとならば40年代前半はこの組織的稻作による小農経営の再生の時代ということもできそうなほどにみごとな組織化が展開したのである。

さらにこの稻作組織は、第1図でみるような水稻反収のいちぢるしい上昇をもたらしたのであった。基盤整備技術の進歩もさることながら、この稻作組織が綿密な栽培技術設計をおこなって、反収向上をなしとげたのである。たとえば前述モデル圃場地区では、機械利用組合と並行して耕種管理組合を組織して栽培統制をおこない、当初は個別の施肥を禁止することまでやったのであった。当時、北陸では新潟県頸城村、石川県松任町などで大型基盤整備後の減収が問題となっていたのだが、砺波ではそれは回避され、逆に大幅の増収となったのである。耕種管理組合（あるいは栽培組合）の貢献をそこにみなければならないし、そこに又基盤整備がその後に急進展した重要な要因をみなければならない。

このようにして成立した砺波平野の稻作組織はしかし当初から重要な矛盾を含むものであった。もともと自主的に生産力を担っていこうとする主体を欠き、ドングリの背くらべのような均質の零細兼業農家の対応策だったのである。そうした零細経営が自立的に適応できない生産力条件の出現に対応するやむをえない方策が組織化だったのである。

一つの矛盾はオペレーターをめぐって表面化した。兼業とオペレーター出役をめぐる矛盾、オペレーターとなる層とそうでない層の矛盾である。トラクターオペレーターについていようと、矛盾の処理形態はつぎの二つであった。一つはやがて組織が解体することをみこしての対応であって、少数精銳オペレーターのみで運営し、当面は我慢するというやりかたである。旧高持層のあるオペレーターは、もとの自分の所有地を農地改革で横取りした元小作が、きれいななりで仕事にいったあと、その田を自分が耕やしてやっていることに屈辱感を覚えながら、しかし、こうしていれば又この田をとり戻せると考えて働いているという。又、あるオペレーター達はやがて数人で部落全体の水田を経営出来るはずだと考え、どの家はいつ耕作不能になるかを計算している。動機はともあれ、あたらしい生産力条件の主体たるうとする意欲をもつ対応形態である。

いま一つは、平等出役原則に立つオペレーター調達方式である。特殊免許はなくとも自動車運転免許をもつ男子にはすべて出役義務を課して年々の作業を切りぬけるというやりかたである。その場しのぎともいいくべきこのやりかたをとっている組織はしかしあまり多くはない。

いま一つの矛盾は田植え出役の問題であった。トラクターによる共同代掻き作業に規制され、又雇用労働節減などをもねらった共同田植えは、以前よりも長期化してきて出役問題を一層深刻化させた。問題は主に婦人層からおこった。オール兼業状態にあるとはいえ、婦人層にはいくつかの就業形態の差があった。一つは、数は少ないが、幼児がいるということで兼業に出れない人びとである。第二は中年層に多い日雇形態の人びとである。第三は若年層に多い形態であって欠勤がボーナスにひびくような就業形態にある人びとである。

第三グループの婦人達は、出役しないで金で清算したがるし、出役したとしても休日とか、休暇のとれる範囲でしか出てこない。第二グループの婦人達は、おおむね部落の田植え期間中は拘束される。そして第一のグループの婦人達は時によると部落間の応援にまでかり出される。矛盾は陰に陽にふかまらざるをえなかつた。そのためたとえば福野町の一部では、直

播をとり入れて共同で植えてもらう面積をへらすということさえおこなわれた。

以上指摘したような組織内部の矛盾は、どこにでもあるものではあるが、個別では絶対に適応できないような飛躍した生産力条件を与えられた以上、そこから脱落することもできない状態にあって、人びとは解決に苦しんだのである。さきに40年代前半を、あたかも小農経営の組織的再生のようにみえると特徴づけたのであるがしかし、それは文字どおりの再生ではなく、自作小農経営形骸化の一形態だったのである。

#### ハ) あたらしい生産力主体

矛盾はその深化とともに解決の条件をも次第に創出する。さきにのべた総合農政の登場、そのもとでの減反政策の強行はここでも強いショックとなった。減反そのものは多く基盤整備の通年施工によって消化されたが、それでも前述した組織の矛盾は一部の休耕を引きおこした。又、40年代半ばの時期は日本稻作にとって記録さるべきいくつかの技術開発がおこなわれた時期であった。

第一は、やや早くから開発されたバインダーがやがてこの時期に自脱コムバインに座をゆずり、日本型ともいべき秋収作業機械化を達成した点である。普通型コムバインと小農経営との距離は隔絶的であって組織的利用が不可避であったが、多少背のびすれば手のとどくところに自脱型コムバインが登場したのである。

第二は、45年頃から実用化し始め、46年、47年と普及の拡がる田植えの機械化である。日本稻作における人力作業工程最後の聖域として、この田植え工程は重要なみをもっていた。一つにはその技術水準の等質性を基礎として下層農家残存の技術的根拠となっていた。そして二つには、多かれ少なかれ小農的な無償労働の名残りをとどめていて、賃金法則の貫徹を最後までゆがめていた。ゆい、手伝いがその原型であるし、前述の共同田植えも多かれ少なかれこうした特質をもったものであった。だからこそ上述の矛盾があらわれたのである。

人力のみに頼るのでなく資本の生産物である機械によって田植えをするということはいま急激な変化をおこし始めている。これが施設育苗というこれまでより一層高い技術を要求していることもそれに一役買っている。

ともあれこうした技術発展は、春秋を一貫する中型技術体系の完成という意味をもつてあってしかも、それが個別的に導入可能なものとして登場した点に意味がある。さきに私は砺波の組織化を、個別的には適応しない生産力条件の変化に対する対応と呼んだのであるがいまやこの条件が変化したのである。

育苗センターをも掌握したさきの第一のグループのオペレーター達は、苗の事実上の製造、販売、機械移植の事実上の請負作業を始める。耕耘、代播きとあわせて春作業の一貫請負が完成する。他方、主には農協運営となっていた普通型コムバインもこの時期になると早いものは更新期に入って自脱コムバインに席をゆずり始める。オペレーターの調達困難、農協合併というような事情が普通型コムバインの運営を窮地においこんだのである。基盤整備と自脱コムバイン開発とのタイム・ラグをつないだものとして普通型コムバインはその使命を終り、ひとまずは退場を余儀なくされる。代って登場した自脱コムバインはおおむね春作業を担当したオペレーターたちによって、これも事実上の請負作業方式で運営されることとなる。春秋一貫する全面請負（借地）の条件が成立したのである。

この典型事例は、前述砺波市東野尻地区にみることができる。ここは構改（37～39年、91ha）と団体営（40～43年、250ha）を組合わせて基盤整備をおこない、11台の大型トラクタ

一、2台の普通型コムバインを利用して組織的稻作をおこなってきた。オペレーターは21人委嘱していた。昭和47年、このオペレーターのうち有志9人が、全面請負(借地)にふみ切った。かれらが農協の提出した書類にはつぎのような決意がのべられていた。

「前略——10年前、我々は東野尻農業機械利用組合を結成して以来、役員、オペレーター力を合せて砺波市一番に大型機械化の方向を打ち出し、その息吹きを内外に鼓舞し今日に至りましたが、世の中の変化につれいすこも同じ兼業化の運命が待ち伏せていたのです。

田圃するものが居ない、オペレーターになり手がない。休耕が相つぎそれが病害虫の巣になる等、田園都市砺波になくてはならないみどりが失なわれ——中略——ここに至り我等オペレーター有志相寄り、新しい時代を切拓くパイオニアとしてオペレーターの年間雇用の一環として率先して手の届かない農家の請負耕作を始めることに致したわけであります」

かれらは初年度の目標を10haとして貸し手をつのり、結局12ha(16戸)の耕作をすることとなった。×切り後4戸の申込みがあったが来年まで待ってもらうこととした。「原則として3ヶ年以上続けるものとし」た1年契約で地代は10a当り150kg、3等米価格とした。契約は砺波市農協の規定によって農協と締結し、それをオペレーターたちが、再受託するかたちとした。最近各地でみられるやりかたである。(1)

注目すべきことは、この12haを全員で耕作するのでなく受託圃場の位置と、オペレーターの圃場の位置を勘案して、それぞれ持ち分として配分したことである。1~2haの規模拡大をそれぞれがなしとげたこととなる。この持ち分の作柄はとうぜん分配に際して考慮されるという。リーダーの1人は「あと2年、つまり休耕奨励金の打ち切りとともに大なだれとなるでしょう。私たちはそれを先取りただけです」と自信をもっている。

これとちがうタイプとしては、砺波市若林地区のオペレーター・グループがある。ここはまだ基盤整備事業の途中にあって機械に余力があるためグループで地区外の圃場整備地区から、作業委託者を募っている。耕耘、代掻き、育苗、田植え、防除、刈取などを作業毎に請負うのである。この人たちは東野尻グループのやりかたをいかにも分解促進的で農民の気風になじまないと話しているがしかし、両者の間には基盤整備、組織化稻作についての5年余りの経験差があることを指摘しよう。

東野尻グループが目標としているのは、福野町に成立している30haの借地経営である。昭和42年から発足したこの借地経営は、45年までは10haを借地していたが、46年には「稻作総合請負業」と看板をぬりかえて、借地13ha 育苗請負45ha分、刈取——乾燥——調製請負5ha、乾燥—調製請負10haという事業をおこなった。47年には借地がさらにふえて30haに達している。5戸の農家の共同というかたちをとっているが、1戸1人のリーダーをのぞくとあとは兼業農家の主婦たちが構成員であって、事業上借地経営として成立している。

S農産とよぶこの借地経営は、あたらしい砺波農業の担い手の未来像かもしれない。

47年春、砺波市農協は生産組織転換の方向を探るべく農業経営意向調査を実施した。5048戸にカードを配り、2784枚を回収した。このうち稻作で農業を拡大したいと答えた農家は214戸、6.8%であった。反対に農業をやめたいと答えた農家はわずかに45戸、1.6%にすぎなかった。このかぎりでは砺波農業構造の固定的性格はなお根強いものがあるといってよい。しかし農作業を委託したいという農家は432戸、15.6%を数えた。この数字は、決して高いものではないけれどもしかし、前述した砺波農業構造の歴史的特質を知る者にとっては十分注目に値する数値なのである。

そしてこのアンケート結果を農協支所別にみると、すでにのべた東野尻とか鷹栖、さらに叙述は省略したが扇末部の高波地区などの基盤整備、したがって組織的稻作が先行的に展開した地区で、離農希望、委託希望率が高いのである。これらの地区的委託希望者は回答数の20%を占めている。

藩政期以来はじめての砺波農業の構造変動がいまおこりかけている。

#### (1) 全面請負耕作実施に当たり利用農家との申し合せ事項

東野尻農業機械利用組合 ㊞

- 1 経営受託に当たっては砺波市農協の規定を準用するものとする。
- 2 正式契約書は砺波市農協と締結するものとする。
- 3 契約期間は原則として三ヶ年以上続けるものとする。契約は毎年更新する。
- 4 委託を受けた田については各位の大切な財産である事を自覚し真剣に水稻作りに取組む。
- 5 委託を受ける田は圃場整備の済んだ大圃場である事。
- 6 委託料は正常田の場合、昭和47年産米については 10 aあたり 1 石 (150kg) 供出米 3 等はだか価格とする。  
(昭和46年産米については21,205円)
- 7 米出荷予約は委託者名義とする。
- 8 予約概算金が入った時点で、そのお金を利用組合にて流用させて戴くものとする。
- 9 休耕、雑草等、特に人手を必要とする田についてはその度合いに応じて再開墾料を戴くものとする。
- 10 田のまがり直し、均平、畦直し等、水稻作付上不備な点は利用組合に於いて積極的に修理するものとし、その実費は委託者より戴くものとする。
- 11 田植え、収穫等、部分請負については規定の料金を納入されるものとする

#### ニ) 土地改良事業の諸問題

以上ややこまかくみてきたように砺波農業の重要な変貌は、大型土地基盤整備を直接の引き金としておこってきた。さいごにこの土地基盤整備も含めて、この地域の土地改良事業の性格なり問題点なりをみておこう。

第一に土地改良事業の実施体制について、すでにのべたとおりこの土地改良区は、事業別土地改良区として形成され、大別すると三種の土地改良区が形成されている。

一つは用水土地改良区であって、これは藩政期以来の各用水毎に設立され、もっぱら用水の維持管理に当っている。県営かんばい事業によってあまり仕事はなくなつたが、しかし厳然と存続している。しばしば合併の話がもち出されるが決着がつかない。たとえば最上流部二万石用水の下位の用水土地改良区5区（新又口用水 1473ha, 鷹栖口用水 1261ha, 千保柳瀬合口用水 2012ha, 舟戸口用水 571ha, 若林口用水 1786ha）は、砺波市に事務所を合同でもち数人の共通職員によって執務されている。合併すれば一度で済む仕事を5回もやらねばならず、又5倍の会議、5倍の役員とつきあわねばならない。用水の心配がなくなったのだから合併すべきだというが、そして組合員の中からもその声があるが結論は出ていない。いかに豊富になったとしてもそうなればそうなったでやはり、地域間の対抗はのこると信じられ

ているためだろうか。間渉地域の問題、あるいは合口用水の費用負担の今日までの不平等性の存続という問題がつづいている。なお、これら各用水土地改良区をあつめて庄川沿岸用水土地改良区連合が組織されている。これは合口事業の進行過程で生まれたものであって、内部調整機能よりもむしろ外部の県や電力会社との交渉組織という性格が強い。さいきんでは和田川分水問題で力を発揮した。一種の壳水組織である。

永続的な土地豊度独占組織という性格がこれらの用水土地改良区の特徴である。

二つめの類型は、庄川流域地帯土地改良区であって、これは県営のお泥かんがい事業の受入れ団体である。7000ha, 7000人の組織をもち事業としてはお泥かんがいのみをやっている。

扇状地の落差を利用し、冬季の水路に山の赤土を流しこみ、全域に客土事業をおこなうという仕事を県営でやり、その負担団体として昭和36年に設立され、今は仕事の半分を終った。あと5年ほどで仕事が終れば解散するという。冒頭でのべた「労働対象としての土地改良」の典型であり、また单一目的土地改良区の典型でもある。

三つめの類型は「装置としての土地改良」をやる諸単区である。前にものべたようにこれらの土地改良区は旧村単位に組織されて、30年代末からの土地基盤整備事業の主役となった。構改事業、積寒団体営、県営事業などそれに応じて地域々々の基盤整備を実施した。実施に際しては、この土地改良区は一種の上部団体となり、工区毎の委員会が実質的な推進主体となったこと各地のケースと変わらない。砺波市では市の土木課農地係が世話役となって市内の土地改良区の連絡協議会を組織している。事業の連絡調整はここでやられている。全市の基盤整備の見透しがついたので、今後は農道整備に重点をおいていくため土木課に事務局をおくのがよいのであろうか。

福野町では、町内の三つの土地改良区を昭和47年2月に合併した。基盤整備事業があと1～2年で終り、償還事務がのこるだけなので合併したことである。仕事としてはやはり農道整備が今後の重点だという。このように身軽に合併する点はさきの用水土地改良区とのちがいがあり、又事業別土地改良区の特徴であろうか。

第二に、土地改良事業の負担問題について。

農家はいまのべた三つの類型の土地改良区にそれぞれ加入し、その負担金を徴収される。まず、用水土地改良区費、これはきわめて低額で10a当たり300～700円ていどである。納税組合をつうじて役場経由で納入される。この経費は農家にはあまり意識されておらず、昔からつづいているあたり前のことと考えられている。昔に比べれば電力会社の寄付金などもあり、かつ水路が改修されて金がかからなくなつたと思われている。

つぎにお泥かんがいの土地改良区費は10a当たりほぼ3,500円の賦課を予定し、工事の終ったところから徴収している。福野町野尻地区(本江)は47年が恰度実施年度で、10a当たり1,000円の年賦額であった。これも役場へ納税組合をつうじて納入する。なおこのお泥かんがいについては当初は賛否両輪があり、計画除外地区も出たが事業後の効果があらわれはじめて今は順調で再客土要求さえあるという。実施年度がおくれるにつれて単価がちがってくるので、いずれはプールして負担の平等化をはかりたいといふ。

さいごに、基盤整備の土地改良区費、これはとうぜん大変に高いし、又、地区(工区)年次によって高低がある。福野町土地改良区のケースでみると、まず経常賦課金10a当たり150円は役場に委託して納税組合をつうじて集める。

つぎに事業賦課金は「地区委員会」と称する工区委員会があつめる。47年の10a当たり年賦

課額は、3,500円から1万円という幅がある。安いところは前述のモデル地区を含む野尻地区であり、高いところは46年に終った工事のくり上げ償還をしている院林地区である。この事業賦課金は、令書が来ていることを部落の寄り合いで示したのち一括農協の口座から引きおとしている。なおこれまでのべた納税組合の金の集めかたも農協口座を利用している。

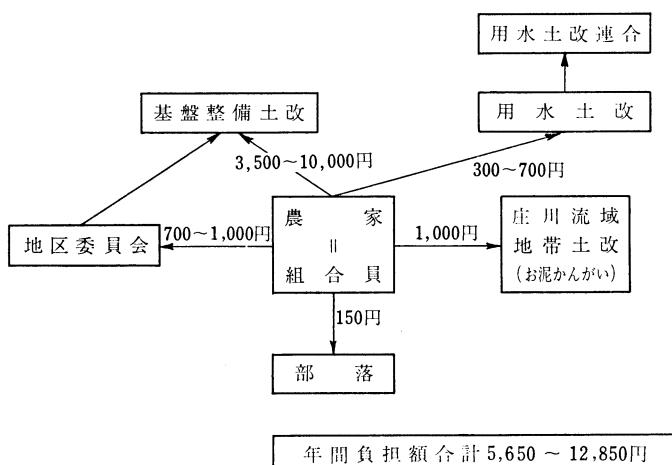
事業賦課金を集める地区委員会は、法外組織ではあるが、基盤整備の事実上の企画者、推進者、実施者であり、このように集金も担当している。内容としては部落もしくは部落連合組織である。数名の土地改良区総代をもちその指導下で仕事をしている。前にものべたとおり基盤整備をはじめるところは、この地区委員会がもめごとの場所であったが、やがてそれは熱心な陳情者推進者に変った。強い要求があっておこなわれた基盤整備なので事業費の高さに対する不満はないという。そしてこの地区委員会も独自に予算をもって経常賦課金を徴収する。10a当り700~1000円をとっているが、これは運動費や地区委員会の会合費である。基盤整備が終るとこの地区委員会は閉店休業となり、金も徴収しなくなる。

土地改良費負担というこというと以上のはかに部落費のこともふれなければならない。「万雑」といわれる経費である。かつてはこれが大きい問題であった。たとえば福野町野尻地区本江では基盤整備以前は「役場区長」と「むらの区長」を別個において後者が万雑事務をやっていたほどであった。基盤整備後はそうした必要もなくなり、特に農地関係の経費は激減した。46年度決算でみると40戸50haの規模に対し7万円程度の道水路費がかかってすぎない。10a当り約140円である。しかし、これは農地賦課とせず万雑全体の中から支出され、それは住民税割り35%，固定資産税割り35%，平均割り30%で徴収されていた。

万雑総額30万円の中に埋没していたのである。

基盤整備が小農經營を変質させたのみでなく、こここの特有の村落社会をも変質させてきている事実を知ることができる。

土地改良費負担をまとめると次の図のようになる。



第2図 10a当たり負担額の概要

## 2 蒲原平野

### イ) 自作小農体制の危機と技術構造

飛躍的な生産力構造の転換をなしとげ、それを根拠として自作小農經營を揚棄はじめたともみられる砺波平野のうごきに対し、蒲原平野における変化はより漸次的のようにみえる。しかしそれは砺波にくらべるとより明確な個別的經營主体をもち、その主体的な努力によって転換がなしとげられているという特色がある。

ところで蒲原平野においては、高度經濟成長下の危機は改革後自作小農そのものの危機としてまずあらわれた。砺波にくらべると兼業化要因がまだ弱かった。より具体的にいようと改革後の技術発展が一応の展開をなしとげたおどり場にきて、収量が停滞化したこと、にもかかわらず高度經濟成長下の家計費膨張が激化したことなどである。砺波の危機が小家産維持の危機であるとすれば、蒲原のそれはより生活そのものの危機という様相を呈した。

対応は二つの方向で開始された。一つは蒲原平野にもようやく進展し始めた労働市場に吸収される兼業化の方向である。35年以降、兼業農家がここでも急増してくる。新潟周辺の新産業都市指定、国民体育大会のための建設工事、新潟地震の復旧ブームなどが、蒲原平野の労働市場を飛躍的に進展させたのであった。又、砺波とは比較できないにしても在来諸産業、新規産業が急激な発展をとげて農家労働力を吸収し始めた。

いま一つの対応は、停滞化した生産力を何とか発展させようという努力であった。問題状況はつぎのようなものであった。すなわち、それまで生産力の中核的位置にあった動力耕耘機がようやく停滞要因に転化したことである。

第一にはそれが自作小農經營に妥協した小型低馬力のものであるために深耕能力に欠け、早期に反収停滞をもたらしたこと、第二には、それが春作業のみを変化させて秋作業にはほとんど変化を与えたかったこと、したがって秋作業は戦前以来の多労的作業としてのこっていたことなどが問題として自覚され始めた。とくに後者の問題は規模拡大機能の欠如といいうみをもって、動力耕耘機の經營的限界を示すものであった。

さしあたり努力は、より大型高馬力の耕耘用具の導入、それによる反収上昇への挑戦というかたちで始まった。昭和37~8年のことである。

当時すでに農業基本法が発足し大型機械化一貫体系という処方箋が与えられていたのであるが、蒲原平野ではほとんどこれを受け入れなかった。すでにのべたような耕地整理の一応の終了が——しかもその償還が始まったばかりだった——あらたな基盤整備をさしあたっては要求させなかつたし、そこで作られた農道、用排水分離などの耕地条件が生産力向上の個別の努力を可能としていたために、協業を不可避とさせる大型機械を要求させなかつた。又、蒲原平野のような広大な低平地においては、平野全体のあるいは数千ha単位——郷と呼ばれる輪中——の抜本的な排水条件整備があつて始めて意味があるのであるが、しかし構造改善事業はたかが100haにもならない点の施策でしかなかつたのである。

### ロ) 中型技術の形成と請負耕作

国産の15~20馬力級トラクターが発売されるようになって、人びとは競ってそれを導入した。これによって耕耘機よりも少なくとも3cmほどの深耕が可能となり、それによる土壤の肥料キャパシティがまし、30年代の終りから40年代の始めにかけてようやく反収が再上昇をはじめた。

ところで初期の中型トラクター導入は、その作業能力——ほぼ10haで耕耘機の3倍——

や資金量の大きさ、危険分散などを考慮して数戸の任意集団による共同導入が多かった。そのためトラクター利用の前段の作業である堆肥撒布や後段の作業である田植等などが数戸の共同作業で行なわれることが多かった。5～10人の労働組織である。

この労働組織は、やや偶然的ながらも秋作業の重要な変革をもたらす契機となった。

秋作業の改善はいまのべたトラクター導入とは別個の問題としてとりくまれていた。まず刈取り工程の機械化が試行されたが、このことは30年代には成功しなかった。かわって乾燥工程の改善ができないかということが必死に試みられていた。砺波の地干し乾燥に対し蒲原では自然木を利用する多段式稻架による乾燥がおこなわれており、刈取りと同じくらいの労力を必要としていた。これを圃場生糀脱穀——人工乾燥に切りかえられないかという工夫がさまざまにおこなわれていた。そのばあい刈取、稻寄せ、脱穀、わらと糀の処理などを同時に並行作業としておこなうことがどうしても必要であった。そしてそれは1戸の労働組織では容易になしえないことだったのだが、しかし、いまのべたトラクター導入によって形成された労働組織がちょうどこれをなしたとげたのである。

中型トラクターはこうした春秋を貫徹する技術改革をなしたとげたことになる。40年代に入ってのバインダーの登場、それの自脱コムバインへの代替などがある、この中型技術は1戸の労働力規模でも十分駆使しうるものとなった。動力耕耘機時代の耕作限界がここに大幅に拡大されたのである。

経営規模拡大をめざす耕地需要が一挙に増大した。

他方、さきにのべた兼業化農家は、こうした技術革新にたちおくれ、一層ふかく兼業にまきこまれるようになっていた。家族総兼業という傾向がふかり、耕作をつづける労働力がいなくなってしまったのである。耕地供給の条件がここに強まってくる。しかし、さきにものべたように、急速に拡がりつつあったとはいえ、新潟平野の労働市場は、砺波にくらべれば格段に劣悪なものであった。日雇的就労形態、低賃金という問題が地域全体の特色だった。そのため農業所得による家計補充の要求がきわめて強かった。高地代を要求する理由がここにある。そしてさきにのべたあたらしい生産力を形成したばかりの上層農家は、ぎりぎりこの高地代を支払うものとして耕地を需要した。

個別相対による請負耕作（事実上の賃貸借）が30年代後半からあらわれ始めた。この時、多くの地域が集団化、組織化という対応をみせたのに対して、蒲原のこの自己完結的中型技術形成と個別相対請負耕作というごきは強く注目された。農地改革後の自作小農經營がそのものとして否定される最初のうごきだったのである。

#### ハ) 請負耕作の現状と見透し

請負耕作は、昭和30年代後半に一つの発生ピークをもち、その後40年初頭の米価上昇期にややふえかたがにぶりながら、米価ストップ、減反政策以降、第二の発生ピークを迎えているようである。たとえば白根市農業委員会が調査し、わたしが集計した請負耕作調査の結果は第6表のとおりである。30年代末2%前後であった請負耕作面積は47年（10部落の調査）には10%以上に増加した。部落によってはこれはすでに20%をこえている。又、請負耕作関係農家は、委託、受託ともに5%前後であったものが、いまやそれぞれ30%に達した。両者をあわせれば60%つまり過半の農家が請負耕作にまきこまれてきている。部落によっては、ほぼ100%の農家が請負関係によって再編成されているところがみられる。

第6表を耕地階層別（調査では「権利地」と呼んだ。かつての自作地による階層区分）に

展開するとつぎの第7～8表のとおりである。1ha以下層のかつての自作地は半分が貸付けられ、1～1.5ha層でも32%が貸付けられている。反対に3.5ha以上層では自作地の20～30%の借入地を耕している。そして1～3haの中間各層は、一方で委託もふやしながら、他方では受託も10～20%にふやしているという両用の分化をみせている。面積でみた第7表のうごきは、第8表の戸数のうごきの中より鮮明にあらわれる。1.5haを境とするより下層の

第6表 請負耕作の増加

		39年調査	40年調査	47年調査
農家総数	A(戸)	3118	3118	327
委託農家数	B(戸)	239	146	92
受託農家数	C(戸)	170	230	98
水田面積	D(ha)	—	475.4	499.8
委託水田	E(ha)	—	80.1	55.3
受託水田	F(ha)	—	118.9	67.4
委託農家率	B/A(%)	7.7	4.6	28.1
受託農家率	C/A(%)	5.5	7.3	30.0
委託水田率	E/D(%)	—	1.7	11.1
受託水田率	F/D(%)	—	2.5	13.5

※ 白根市農業委員会調査 筆者集計

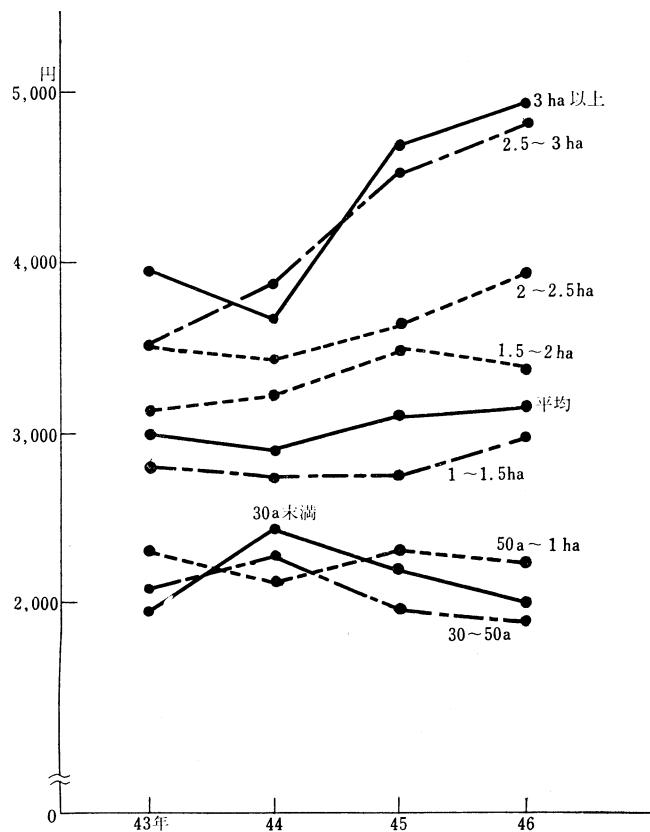
39, 40年は一応添え調査だが、未回答集落がかなりあった。47年調査は旧村単位で10集落を抽出して全戸を調査したもの。

第7表 受委託面積の密度

	総耕地 A	総水田 B	委託面積 C	受託面積 D	C/A	C/B	D/A	D/B
計	ha 587.01	ha 499.82	ha 55.35	ha 67.47	% 9.4	% 11.1	% 11.5	% 13.5
~ 50 a	11.00	8.11	3.70	1.35	33.7	45.6	12.2	16.0
~ 1.0 ha	33.24	26.31	14.31	3.22	43.0	54.4	9.7	12.2
~ 1.5	68.55	53.48	17.40	9.89	25.4	32.5	14.4	18.5
~ 2.0	80.18	64.65	10.45	8.37	13.0	16.2	10.4	12.9
~ 2.5	110.81	93.58	3.18	15.85	2.8	3.4	14.3	16.9
~ 3.0	134.22	117.31	6.31	11.93	4.7	5.4	8.9	10.2
~ 3.5	107.24	99.05	0	7.38	0	0	6.9	7.5
~ 4.0	25.38	22.23	0	6.38	0	0	25.1	28.7
4.0 ~	16.39	15.10	0	3.10	0	0	19.0	20.5

第8表 耕地階層別受委託農家率

	39年調査		47年調査				
	委託農家率	受託農家率	対象農家数	委託農家数	受託農家数	委託農家率	受託農家率
計	7.7%	5.5%	327戸	92戸	98戸	28.1%	30.0%
~ 30 a	15.0	—	38	18	3	47.4	7.9
~ 50 a	29.0	0.5					
~ 1.0 ha	14.0	2.6	44	27	3	61.4	6.8
~ 1.5	6.8	5.4	56	27	12	48.2	21.4
~ 2.0	5.0	10.0	46	12	14	26.1	30.4
~ 2.5	1.9	7.9	50	3	25	6.0	50.0
~ 3.0	2.3	4.8	49	4	21	8.2	42.9
~ 3.5			33	1	14	3.0	42.4
~ 4.0	4.7	5.7	7	0	4	—	57.1
4,0 ~			4	0	2	—	50.0



第3図 稲作8時間当たり家族労働報酬（米生産費調査 県平均）

貸し手の多さ、より上層の借り手の多さが注意点である。又、39年調査にくらべて2ha以上各層の借り手としての急増も重要な注意点である。

以上の動きを基礎づけるデーターとして第3図をみられたい。稻作労働8時間（男女こみ）当り家族労働報酬の推移をみたものであるが、1ha以下層はすでに2,000円を割りこんできている。日雇土工賃金の水準におちこみかつそれを下まわろうとしているのである。かれらが急速に稻作から駆逐されるのは必然である。1~2.5haの各層はなお3,000円前後で推移している。これらの層は貸借のいずれにまわるかの起点をなしている。2.5ha以上の二つの層は、さいきんの米価事情にもかかわらず、かなりのスピードで労働報酬を増加させておりほぼ5,000円の線に達している。自脱コンバイン、田植機などのこの時期の導入によって一層の省力をなしとげた結果であろう。そしてこの省力技術の採用によって、米価下落を補なう規模拡大をはかること、それが請負耕作地需要となったのである。

ところで白根市の請負耕作調査は、調査部落の全戸について興味深い意向調査をおこなった。第9表がその要約である。まず委託農家82戸（記入しない農家があつて前表と一致しない。以下同じ）のうち72戸は、将来共自作にならないと考えている。10戸は自作することになろうと考えているが、しかし、これは第3図の事実を考慮すると願望にすぎないとみてよい。

受託農家79戸のうち63戸は、これから請負耕作があえるという自信をもっている。いうまでもなく、2ha以上層の答である。反対に諸負耕作はやめると考えているのが16戸あるが、これは主には2ha以下層の答えである。今のところ親戚や友人の土地を仕方なく預かっている人たちであろうか。

最後に無関係農家136戸のうち、将来耕作面積があえていると思う農家が50戸あった。表

第9表 10年後にはどうなるか

	委託農家			受託農家			無関係農家			
	自作することにないと思う	自作して思う	計	請負面積はふえていると思う	請負耕作はやめていると思う	計	耕作面積はふえていると思う	耕作面積は縮少していると思う	変らない	計
計	10戸	72戸	82戸	63戸	16戸	79戸	50戸	47戸	39戸	136戸
~ 50 a	0	13	13	1	0	1	3	7	0	10
~ 1.0ha	2	25	27	0	2	2	1	6	8	15
~ 1.5	5	19	24	4	4	8	4	10	6	20
~ 2.0	3	10	13	5	6	11	2	8	10	20
~ 2.5	0	2	2	19	0	19	10	8	9	27
~ 3.0	0	3	3	16	4	20	13	3	6	22
~ 3.5				13	0	13	14	4	0	18
~ 4.0				3	0	3	1	0	0	2
4.0 ~				2	0	2	2	1	0	2

示は省略したがその増加方法は圧倒的に請負耕作によると答えている。これも上層の答えである。耕作面積が縮少するだろうと考えている農家は47戸あったが、それは委託にして縮少するという答えがやはり圧倒的であった。売却して縮少するという答はきわめて少なかった。この縮少するだろうという答えが1～2haの中位のところで多い点は注目してよい。急激な分解を農家自身自覚しているのである。将来共耕作面積は変わらないという答えは39戸あった。これも中位の階層で多いが、これは認識の甘い願望ではあるまいか。

ともあれ、第9表の示唆する展望は、請負耕作拡大の方向でのなだれのような構造変動である。

## ニ) 土地改良事業の諸問題

以上概観した高度成長下の蒲原農業のうごきはさきにのべた農地改革後の積寒法時代の耕地整理を基盤としたものであった。改革後自作農という経営形態、動力耕耘機という技術形態に照応したものとしてかたちづくられた耕地基盤である。それに暗渠を入れ、畦ぬきをし、あるいは若干の農道拡張という手直しをやりながら、中型トラクターと小型トラックを定着させたのであった。さらにいうとこの耕地整理は、設計段階の技術水準を反映して畜力耕を前提とした諸設計が多かったという問題点がある。さきに蒲原農業が農業構造改善事業を拒否した点をのべたが、このことはもともと大型機械を稼動させえない耕地基盤しかもっていなかつたことからも説明できる。中型トラクターがぎりぎりの許容範囲なのであった。

もちろん蒲原平野においても、構造改善事業や大型圃場整備のケースは存在する。たとえば西蒲原郡味方村である。ここは鎧潟の上流に位置して排水が相対的によかつたこと、中の口川左岸に接していて用水条件が安定していたことなどから、大河津分水前にすでに10a（当時すでに反でなくアールを用いたという）区画の耕地整理をしたところであった。しかし、道路は作らず舟運用の水路を作っていた。こうした条件を先行的にもっていたため、積寒法時代の耕地整理には参加しなかった。けれども自動車が普及するにつれて、舟運を止める要求が出てきたが、時代はすでに基本法時代に変わっていた。県営圃場整備事業がここまでおこなわれることとなった。30aの大圃場、広い農道が実現した。その上で農業構造改善事業が行なわれ大型機械がはりつけられた。しかしこれらはあまり利用されていない。普通型コムバインは数haの稼動しかしていないし、部落にはりつけられた大型トラクターも、荒起しはともかく切りかえし一代かきの順に利用されなくなっている。

耕盤破壊、排水不良が問題なのである。

いま一つのケースをあげれば、亀田郷両川地区がある。ここも鳥屋野潟上流に位置し、しかも小阿賀野川右岸にあって、相対的に水害は少なかった。そのため味方村と同じ頃にはやはり舟運の耕地整理をおこなっていた。このことがやはり昭和20年代の耕地整理を要求せず、30年代後半に団体営で大型圃場整備をする破目になった。そしてこの大型圃場の上で嘉瀬部落の乾田直播実験がおこなわれたのである。新潟県農試の技術の粹を注ぎこんだこの乾田直播実験はしかし貴重な成果を挙げながらも、そのものとしては成功しなかった。3カ年計画の第3年目、昭和48年には、中止のやむなきに至ったのである。直接的には47年5月の豪雨が直播を妨げたのであるが、そのことにも表現されているように、又、実験を行なうに際して実験圃場だけの小輪中を作つて用排水とくに排水のやり直しをせねばならなかつたことに示されるように、基本的には地域全体の排水条件が問題だったのである。

このように蒲原平野は、砾波とちがつてなお地域全体の抜本的な排水改良が問題として残

されており、それなしには大型機械の走行が保障されない段階にある。

加えて30年代後半に大問題となった地盤沈下の問題がある。ガス採掘規制によって近年これは小康をえているが、いつ又あらわれるかわからない。

又、それ以上の問題は前述した労働市動の拡大のもとで農村部への都市住民の定住がすすみ、排水問題は、農地排水問題というより地域排水、あるいは治水問題の性格をもつよくなったことである。この点は排水費負担をめぐる農民の抵抗を呼びおこすこととなった。排水が扇状地の落差を利用しておこなわれる砺波とはまったくちがう問題状況なのであった。

そのためはやくも昭和37年から、新井郷川、栗の木川（現親松排水機場）、新川の3排水機場の維持管理が県営事業としておこなわれることとなった。昭和47年に竣工した地盤沈下対策事業の白根郷排水機も県営維持管理をおこなうよう運動をはじめている。近々に機場を統合する新津郷でも同様の問題がおこることは必至である。

類似の問題は単位土地改良区もかかえている。地域の排水費用を全部農地が負担することは不当だとして、単区が自治体に寄付金を要求し、それぞれなにがしかを獲得している。

農業と非農業との間におこる以上の問題よりも一層深刻なのは、農業内部における土地改良要求の分裂である。前述したような農民分解の現状はあらたな土地改良をきわめて困難とした。中型トラクターがこの土地条件に制約されているとするならば、上層農家は当然に次の時代を展望してあたらしい耕地基盤を要求する。反対に第9表でみたように先行き経営縮少を考えている農家は、これ以上の負担はしたくないと考える。すでにみたような所有と経営との急速な分離がすむなかで現行の土地改良事業制度は大きい岐路に立っている。

その好例はさいきんの白根郷でみられた。戦前すでに耕地整理を終らしたここでは、事業費の償還もほぼ終り、あたらしい事業を始めるには有利な立場に立っていた。昭和47年県営圃場整備事業調査地区指定、48年着工という段取りで準備がすすめられた。土地改良区の必死の説得にもかかわらず、初年度事業地区の同意書が集められず年末になってとりあえず中止ということになっている。土地改良区としては都市化の影響がまだ少なく、純農村集落の、広い水田団地（鷺巣地区）をねらったのだが、ひとまずは見送りとなった。

こうした問題がどのように処理されていくかは括目してみておかねばならない。蒲原農業の運命がそこにかかっているからである。

さきにのべた請負耕作の土地改良費負担は、目下のところすべて地主が納めている。その分だけ地代が高められているわけである。ごくまれなケースとしては、部落土木費を耕作者が負担するばあいがあるが、これは多く貸付者が離村しているばあいである。けれども、土地改良費負担をめぐる請負耕作の近代化が具体的に日程にのぼってくるのは遠いことではないようと思われる。そのいわば前段階として、借受者が機械投資をするについて少なくとも5カ年は土地を引きあげないという約束——但しあくまでも口頭——がおこなわれるようなケースが発生してきている。

土地改良費負担がこのように問題となる事情としてはいま一つ、ここの土地改良区の体制があるように思われる。前述のように蒲原平野の土地改良区は、砺波とくらべて大規模綜合土地改良区という特徴をもっていたのだが、このことはあらゆる土地改良費がすべて同じところにとられているということである。国県営事業費の地元負担分、団体営事業費、経常費等がすべてまとめて徴収され、個々にみれば少額でもまとめてみると大変な額になるという事情である。前出第2図でみたように砺波では、まとめてみるとかなりの額になるのに、あ

ちらこちらへ納めるので個々では少額だという事情があったのとちょうど反対である。

第10表はやや古いデーターだが、主な土地改良区の10a当り賦課額を示した。年度がちがうとしても、砺波にくらべて高いということはないのだが、しかし、こうしたことを金額で比較することはいみがあるまい。いかなる生産力構造、いかなる農民分解を前提として賦課されるのかということが、農民の対応をきめるのである。

第10表 主要土地改良区の10a当り賦課金（田）

	最 高	平 均	最 低
新津郷土地改良区	17,746円	3,772円	567円
亀田郷土地改良区	10,670	4,942	443
白根郷土地改良区	11,089	5,300	1,821
西蒲原土地改良区	25,760	5,814	920

44年度実積の経常賦課 特別賦課の合計額

なお蒲原平野においても部落土木費が徴収されているが、しかしこれは道路費が多い。水路、農道などの維持費は土地改良区が支出し、地先の部落に請負わせるかたちとなっている。

又、前述したように北蒲原郡では、やや機能分化した土地改良区が重層的に組織されており、その面では砺波にいた面があるが、生産力構造の蒲原的特色からいってやはり負担問題は深刻である。新井郷川排水機場の費用負担を拒否して、これを県営維持管理とさせ、その負担団体であった北蒲原土地改良区を解散に追いこんだのはほかならぬ北蒲原の農民だったのである。機能別土地改良区はここでは、屋上屋を重ねるものと反撥された。

### III 小括～大規模圃場整備事業の性格～

さて、以上通観したごとく砺波平野と蒲原平野とは、まことに対照な農業構造、技術構造の展開過程を辿っており、それに対応して土地改良事業のありかたもきわめて好対照をなしていた。生産力と生産関係との、また地域と地域、先進と後進との弁証法的な転換プロセスがいわば理論どおりに展開していた。

けれどもしかし両者を共通に貫くより太い弁証法の糸のあることに注目することは一層重要であろう。

すでに述べたとおり、高度経済成長下の問題は、改革後自作小農経営の解体・形骸化の進行ということであった。あらわれかたこそちがえ、この点は、両地域に共通する時代の歴史的現実だったのである。この問題に対処する土地基盤の対応として共通に提起されたのが、大型圃場整備事業であった。砺波ではすでにこれをほぼ終了し、蒲原ではこれからの問題であるとはいえ、土地基盤問題としては共通する。

このような大型圃場整備は、砺波のケースでみたように、改革後自作小農のその上の経営、技術展開を拒否する物質的特質をもつ。そのことは是非はともあれ、改革後自作小農経営がその歴史的役割を終ったことの必然的結果として大型圃場整備事業が登場していること

を認識しなければならない。

冒頭でのべたように、土地改良事業がすぐれて歴史的、社会科学的範疇であるならば、このような把握こそ科学的なのである。

(1973. 3. 稿)